福島市男女共同参画基本計画

男女共同参画ふくしまプラン

令和３年度～令和７年度

令和３年３月

福 島 市

はじめに

福島市長
木 幡　浩

福島市は、一人ひとりがお互いを尊重し、誰もがその個性と能力を発揮でき、生きいきと安心して暮らしやすい男女共同参画のまち「ふくしま」を目指しています。

本市においても少子高齢化、人口減少が進んでいます。また、頻発する大規模災害や新型コロナウィルス感染症による「新たな日常」への対応、デジタル化社会の構築、誰一人取り残さない持続可能な社会への取組など、多くの課題への対応が求められています。

これらの課題対応への前提として、ジェンダー平等に向けた取組のスピードを加速し、指導的地位や意思決定の場に女性の参画をさらに進める必要があります。多様性に富んだ視点・意見を政策に反映させ、世代や性別、障がいの有無、国籍、性的指向、性自認などにかかわらず、市民の皆様一人ひとりが個性に応じた多様な能力が発揮できる誰にとっても安心で暮らしやすい男女共同参画のまち「ふくしま」を実現させなければなりません。

この度、本市では、男女共同参画・人権尊重を基本とする新しい「男女共同参画ふくしまプラン」を策定しました。このプランは男女共同参画社会基本法に基づく基本的な計画として、また、その一部を女性活躍推進法及びＤＶ防止法の計画として位置づけ、男女共同参画社会の実現のために取り組むべき具体的な施策を盛り込んでいます。

今、多くのかたがジェンダー平等に対する声をあげてくださっています。今まで見えにくかった、ジェンダー平等への力が大きなうねりとなって現れました。今がまさに大きな転換期ではないかと思います。

男女共同参画社会づくりを全市的な広がりとしていくために、一人でも多くの市民の皆様に本計画をご理解いただき、市民や様々な団体の皆様と一緒に連携と共創により、男女共同参画施策を力強く進めてまいります。

そしてこれは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催市となった本市の務めであり、この精神をレガシーとして若い世代に着実に引き継いでまいりますので、皆様には、今後ともなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、真摯に議論を重ねていただきました男女共同参画審議会委員の皆様、関係するすべての皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

目　次

第１章　基本的な考え方 …… 1

第２章　施策の体系（体系表） …… 5

第３章　目標と施策 …… 9

施策の指標 …… １０

基本目標Ⅰ　男女共同参画の意識づくり …… １２

施策の方向性１　人生１００年時代への男女共同参画意識の醸成 …… １４

（１）男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動 …… １７

（２）性別による固定的な役割分担を反映した社会制度や慣行の見直し …… １７

施策の方向性２　男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 …… １８

（１）男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実 …… ２０

（２）男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 …… ２１

（３）男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進 …… ２２

基本目標Ⅱ　あらゆる分野で誰もが参画できる持続可能な環境づくり …… ２３

施策の方向性１　政策･方針決定過程における男女共同参画の促進 …… ２４

（１）政策･方針決定過程における女性の参画の促進 …… ２５

（２）人材育成の充実 …… ２５

施策の方向性２　地域･職業における男女共同参画の促進 …… ２６

（１）地域活動における男女共同参画の促進 …… ２８

（２）企業･団体･自営業等あらゆる分野における女性の参画の促進 …… ２９

施策の方向性３　復興･防災における男女共同参画の促進 …… ３０

（１）復興･防災体制及び現場における女性の参画の促進 …… ３１

基本目標Ⅲ　女性活躍の推進　女性活躍推進法 市町村推進計画 ・・・・・・・・・ 32

施策の方向性 1　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ・・・・ 35

（1）ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
（2）家庭生活における男女共同参画の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
（3）仕事と子育て及び介護等の両立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

施策の方向性 2　雇用の場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・ 41

（1）雇用環境の整備と働き方の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
（2）多様な働き方への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

基本目標Ⅳ　人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり・・・・・・ 45

施策の方向性 1　配偶者等からのあらゆる暴力の根絶　ＤＶ防止法 市町村基本計画 46

（1）ＤＶやハラスメント等の防止に向けた意識啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
（2）相談・支援体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

施策の方向性 2　生涯にわたる健康支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

（1）生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

施策の方向性 3　多様性尊重の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

（1）人権尊重の視点に立った多様性理解のための意識啓発・・・・・・・・・・・・・・・ 55
（2）性の多様性に関する理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
（3）多様な人々の安心な暮らしに向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

第４章　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

方針 1　推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

（1）庁内組織
（2）福島市男女共同参画審議会

方針 2　市民や団体等との連携・共創 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

（1）市民参画と共創
（2）団体等との連携

方針 3　活動拠点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

（1）センターの機能充実と関係機関との連携

資料編

- 福島市男女共同参画推進条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６２
- 福島市男女共同参画審議会規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６６
- 福島市男女共同参画推進本部設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６７
- 日本国憲法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６９
- 男女共同参画社会基本法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７２
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(抄) ・・・・・・・・・・・・・・ ７７
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）・・・・・・・・・ ８６
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 ・・・・・・・・・・・・・・ ９５
- ＳＤＧｓ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０２
- 男女共同参画政策のあゆみ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０３

第1章　基本的な考え方

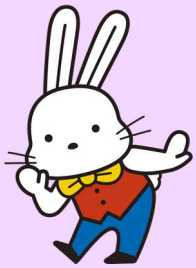

計画策定の趣旨と概要

（１）これまでの「男女共同参画ふくしまプラン」の取組み

本市では、平成１３年に期間を１０年間とする第１次「男女共同参画ふくしまプラン」（H13～H22）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて『１.男女の人権の尊重　２.男女が暮らしやすい社会システムの構築　３.労働の分野における男女共同参画』を目標として取組みを進めてまいりました。

平成１４年１２月には「福島市男女共同参画推進条例」を制定し、平成１５年７月には、男女共同参画を進める拠点施設として「福島市男女共同参画センター」を設置し、市民や各団体の皆様とともに意識啓発･各種事業を行ってまいりました。

しかし、人々の意識や社会慣習の中には、まだまだ固定的な性別役割分担意識(※１)が残り、様々な分野において男女共同参画が進んでいない状況でした。このため、第１次の計画期間の終了に伴い、社会情勢の変化や市民意識調査をもとに次期計画の策定を進めました。

平成２３年に第２次「男女共同参画ふくしまプラン」（Ｈ２３～Ｒ２）として『１.男女共同参画の意識づくり　２.男女がともに仕事･家庭生活･地域活動などに参画できる環境づくり　３.男女の人権を尊重する社会づくり』を基本目標として新たに策定いたしました。

この計画期間に、東日本大震災が発生し、復興・防災分野での女性の参画がますます重要となり、また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という。)が施行されました。このため、復興･防災における女性の参画を取り入れ、計画の一部を女性活躍推進法の市町村計画に位置付けるなどの改訂を平成２８年に行い、男性への啓発･理解を図るための事業を実施するなど、更なる女性活躍推進のための事業を進めました。

この改訂（Ｈ２８）以降、女性参画･活躍の機運は高まりを見せてはいますが、指導的地位に占める女性の割合や、政策･方針決定の場への女性の参画は依然として低く、固定的な性別役割分担意識もいまだ残る状況にあります。

(※１)固定的な性別役割分担意識
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考えのこと。

（２）計画策定の趣旨

少子高齢化が進み、健康寿命がのび、人生１００年時代にあって、性別や年齢を問わず、誰もがその個性と能力を発揮できる、女性にとっても男性にとっても安心で暮らしやすい男女共同参画のまち「ふくしま」の実現のためには、男女間の不平等を解消して、男女が互いの人権を尊重し、共に自己の能力を発揮しながら仕事や家庭生活、地域活動を行うなど、持続可能な活力ある豊かな生活を次世代に引き継いでいく必要があります。

令和３年からの第３次「男女共同参画ふくしまプラン」は、女性活躍推進法の改正、働き方改革関連法の施行、女性に対する暴力への問題意識や多様性への理解の高まり、ＳＤＧｓ（※１）推進などの社会の変化や、令和元年度に実施した市民意識調査の結果などを踏まえ策定を行い、誰もがその個性と能力を発揮でき、安心で暮らしやすい男女共同参画のまち「ふくしま」を目指してまいります。

また、計画期間に、国、県をはじめ社会情勢等の変化に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

（３）計画期間

令和３年度から令和７年度までの５年間

（４）計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法及び福島市男女共同参画推進条例における本市の計画と位置付け、福島市総合計画と整合性を図り策定したものです。

また、この計画の一部を「女性活躍推進法に基づく推進計画」と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「ＤＶ(※２)防止法」という。)に基づく基本計画」と位置付けるものです。

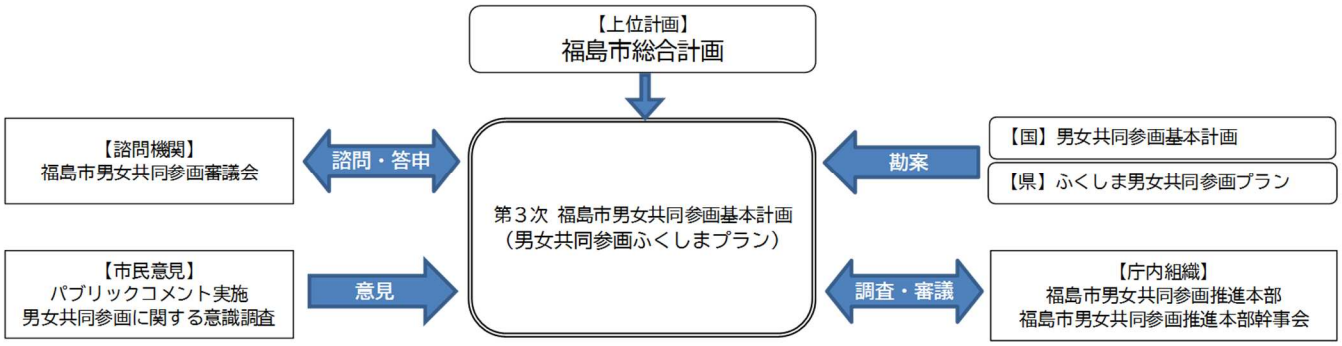

(※1)ＳＤＧｓ
SDGs(持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとして日本も積極的に取り組んでいます。

(※2)ＤＶ（Domestic　Violence　ドメスティック･バイオレンスの略）
配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

（５）計画の構成

この計画は、全４章で構成しており、全体に係る重要な視点として、２０３０年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会の共通目標であるＳＤＧｓ１７項目のうち、特に関係性がある「目標５ジェンダー平等」に掲げられている９のターゲットを踏まえたものとしています。

第１章　「基本的な考え方」では、この計画の策定の趣旨と概要、構成について示しています。

第２章　「施策の体系（体系表）」では、取り組むべき４の基本目標と１０の施策の方向性、２１の基本的施策を設定しています。

次の６の施策の方向性を重点事項として取り組みます。

①基本目標Ⅱ　施策の方向性１　政策・方針決定過程における男女共同参画の促進
②基本目標Ⅱ　施策の方向性３　復興・防災における男女共同参画の促進
③基本目標Ⅲ　施策の方向性１　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
④基本目標Ⅲ　施策の方向性２　雇用の場における男女共同参画の推進
⑤基本目標Ⅳ　施策の方向性１　配偶者等からのあらゆる暴力の根絶
⑥基本目標Ⅳ　施策の方向性３　多様性尊重の推進

第３章　「目標と施策」では、「施策の体系」に基づき、施策の方向性ごとにそれぞれの具体的な取組事業を示しています。

なお、基本目標Ⅲ「女性活躍の推進」を女性活躍推進法の市町村推進計画、基本目標Ⅳ「人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり」中、施策の方向性１「配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」をＤＶ防止法の市町村基本計画と位置付けています。

第４章　「計画の推進」では、この計画を総合的かつ計画的に推進するための体制や手法について示しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

5 ジェンダー平等を実現しよう

第２章　施策の体系（体系表）

男女共同参画ふくしまプランの体系

基本理念

男女共同参画社会の実現のために、市民一人ひとりが個人としてお互いを尊重し、性別による差別的取扱いを受けることなく、自己の能力を発揮し、自立的生活を営み男女がともに支え合う社会づくりを進めます。

将来のまちの姿

人・まち・自然が奏でるハーモニー　未来協奏(共創)都市
～世界にエールを送るまち　ふくしま～

誰もが個人として尊重され　その人らしく生きいきと暮らせる　思いやりあふれるまち

基本目標	施策の方向性
Ⅰ 男女共同参画の意識づくり（SDGs 5.1(全体)、SDGs 5.3、SDGs 5.c）	1 人生１００年時代への男女共同参画意識の醸成
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
Ⅱ あらゆる分野で誰もが参画できる持続可能な環境づくり（SDGs 5.5、SDGs 5.a）	1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進（重点）
	2 地域・職業における男女共同参画の促進
	3 復興・防災における男女共同参画の促進（重点）
Ⅲ 女性活躍の推進（女性活躍推進法 市町村推進計画）（SDGs 5.4、SDGs 5.b）	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進（重点）
	2 雇用の場における男女共同参画の推進（重点）
Ⅳ 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり（SDGs 5.2、SDGs 5.6）	1 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶（DV防止法 市町村基本計画）（重点）
	2 生涯にわたる健康支援
	3 多様性尊重の推進（重点）

ＳＤＧｓ目標５「ジェンダー平等」のターゲット

５．１　あらゆる形態の差別撤廃
５．２　あらゆる形態の暴力排除
５．３　あらゆる有害な慣行撤廃
５．４　無報酬の育児や介護や家事労働を認識、評価
５．５　意思決定において女性の参画、平等なリーダーシップ機会の確保
５．６　性と生殖に関する健康、権利への普遍的アクセスの確保
５．ａ　経済的資源に対する同等の権利
５．ｂ　実現技術の活用の強化
５．ｃ　適正な政策、拘束力のある法規の導入、強化

基 本 施 策

- （１）男女共同参画の理解を促す広報･啓発活動
- （２）性別による固定的な役割分担を反映した社会制度や慣行の見直し

- （１）男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実
- （２）男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- （３）男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

- （１）政策･方針決定過程における女性の参画の促進
- （２）人材育成の充実

- （１）地域活動における男女共同参画の促進
- （２）企業･団体･自営業等あらゆる分野における女性の参画の促進

- （１）復興･防災体制及び現場における女性の参画の促進

- （１）ワーク･ライフ･バランスの推進に向けた普及･啓発
- （２）家庭生活における男女共同参画の促進
- （３）仕事と子育て及び介護等の両立支援

- （１）雇用環境の整備と働き方の見直し
- （２）多様な働き方への支援

- （１）ＤＶやハラスメント等の防止に向けた意識啓発
- （２）相談･支援体制の充実

- （１）生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援

- （１）人権尊重の視点に立った多様性理解のための意識啓発
- （２）性の多様性に関する理解促進
- （３）多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

第３章　目標と施策

施策の指標

No.	基本目標	指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
1	Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	家庭生活において男女平等と感じる人の割合	29.1%（令和元年度）	39%
2		職場において男女平等と感じる人の割合	23.7%（令和元年度）	34%
3		学校教育の場において男女平等と感じる人の割合	50.8%（令和元年度）	61%
4		社会全体において男女平等と感じる人の割合	13.5%（令和元年度）	24%
5		性別による固定的な役割分担に反対する人の割合（全体）	61.3%（令和元年度）	71%
6		男女共同参画について「知っている」又は「聞いたことがある」人の割合	53.0%（令和元年度）	63%
7		あなたからのメッセージ応募作品数	561作品（令和元年度）	800作品
8		男女共生セミナーにおいて満足と答えた人の割合	89.6%（令和元年度）	現状値以上
9	Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できる持続可能な環境づくり	審議会等における女性委員の参画割合	32.4%	40%
10		女性委員が参画していない審議会等の数	1審議会	0審議会
11		民間企業における女性管理職の割合	17.5%（令和元年度）	20%
12		福島市役所における女性管理職の割合	8.7%	12%
13		市内小・中・特別支援学校（公立・私立）における女性管理職の割合	14.4%（令和元年度）	20%
14		町内会長等に占める女性の割合	5.3%	10%
15		PTA会長に占める女性の割合	26.9%	30%
16		農業委員に占める女性の割合	16.7%	40%
17		防災会議における女性委員の割合	5.6%	40%
18		消防士に占める女性の割合	2.5%	5%
19		市議会における女性議員の割合	17.1%	モニタリング指標
20		福島市内における女性個人業主の人数	1,451人（平成28年度）	現状値以上
21		人材リスト利用件数	年間2件（令和元年度）	合計20件

No.	基本目標	指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
22	Ⅲ 女性活躍の推進	仕事と生活の両立で理想と現実が一致した人の割合	12.3%（令和元年度）	22%
23		民間企業における年次有給休暇取得率	47.4%（令和元年度）	60%
24		民間企業における労働時間中、所定外労働時間数（1カ月）	10時間16分（令和元年度）	現状値未満
25		福島市役所における労働時間中、所定外労働時間数（1カ月）	18時間30分（令和元年度）	12時間
26		民間企業における女性の育児休業取得率	97.1%（令和元年度）	100%
27		民間企業における男性の育児休業取得率	7.8%（令和元年度）	13%
28		福島市役所における男性の育児休業取得率	17.9%（令和元年度）	40%
29		保育所入所待機児童数	22人	0人
30		放課後児童クラブ待機児童数	23人	0人
31		育児等による退職者の再雇用制度規定率	25.9%（令和元年度）	31%
32		介護休業制度の取得者のあった事業所の割合	5.8%（令和元年度）	10%
33		働く女性応援認証企業数（総数）	37社（令和元年度）	100社
34	Ⅳ 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	配偶者等からの暴力被害（DV）を「受けたことがある」「身近で見聞きしたことがある」人の割合	24.1%（令和元年度）	現状値未満
35		DV相談受付件数	224件（令和元年度）	モニタリング指標
36		健康だと思う人（男性）の割合	男75.2%（平成28年度）	80%以上
37		健康だと思う人（女性）の割合	女79.0%（平成28年度）	84%以上
38		乳がん検診受診率（40～64歳）	47.9%（平成28年度）	55%以上
39		子宮頸がん検診受診率（40～64歳）	45.8%（平成28年度）	50%以上
40		自殺者の数（人口10万対）	16.3人（平成30年）	11.1人
41		性的指向への理解（同性を好きになることも性の多様性として認めるべきだと思う人の割合）	64.7%（令和元年度）	75%
42		性的少数者への理解（「LGBT」という言葉や意味を知っている人の割合）	46.8%（令和元年度）	57%

基本目標Ⅰ　男女共同参画の意識づくり

SDGs目標5 ターゲット5.3　あらゆる有害な慣行撤廃
SDGs目標5 ターゲット5.c　適正な政策･拘束力のある法規の導入･強化

福島市民への令和元年に行った「男女共同参画に関する意識調査(※１)」の結果によると、「男女の地位の平等意識」については、女性の社会参加が進む中で「学校教育の場」を除いて「男性優遇」の割合が高く、「平等である」との回答は前回調査(平成２６年実施)と比較しても微増にとどまり、依然として男女の不平等を感じている人の割合は高い状況にあります。

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」との考え方については６割以上が「反対」と考えており、前回調査での「反対」約４割から大幅に増え、市民意識の変化がみられる状況にあります。

固定的な性別役割分担意識や固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス(※２))は少しずつ解消されてはいますが、男性にも女性にもいまだ残っていることから、幼児期から様々な世代でのこの固定的な性別役割分担意識等を植え付けることなく、また、社会全体の機運の醸成により、男女双方の意識を変え多様な選択ができ、自分らしく生きるための意識啓発を進めます。

また、長寿社会を迎え、さらなる健康寿命の延伸も期待される人生１００年時代は、全ての市民に活躍の場や機会があり、意欲と希望に応じて、またそれぞれのライフステージで、働き方、暮らし方、学びの充実など多様な選択ができるよう、意識の醸成を図ります。

(※１) 男女共同参画に関する意識調査(令和元年度福島市)

① 調査対象　　福島市在住の満１８歳以上の男女
② 調査対象者数　２，５００人(男女各１，２５０人)
③ 抽出方法　　福島市内に住所のある方から無作為抽出
④ 調査期間　　令和元年７月８日～７月３１日
⑤ 有効回答数　　１，０２６人
⑥ 回答者の構成(主なもの)
・性別　女性：５４．６％ / 男性：４２．２％ / その他：０．３％ / 無回答：２．９％
・職業　全体では「無職」の２１．０％が最も多く、以下、「主婦･主夫」の１９．９％、「販売･サービス業」の１２．４％、「事務職」の１０．５％と続く
・婚姻、共働きの状況　結婚している：７４．０％、うち共働きをしている：４３．２％

(※２)アンコンシャスバイアス
これまでの経験などから、自分自身では気付かないうちに身に着いたものの見方や捉え方の偏り。無意識の思い込み。

● 男女の地位の平等に関する意識（問.次の各分野での男女の地位が平等だと思いますか。）

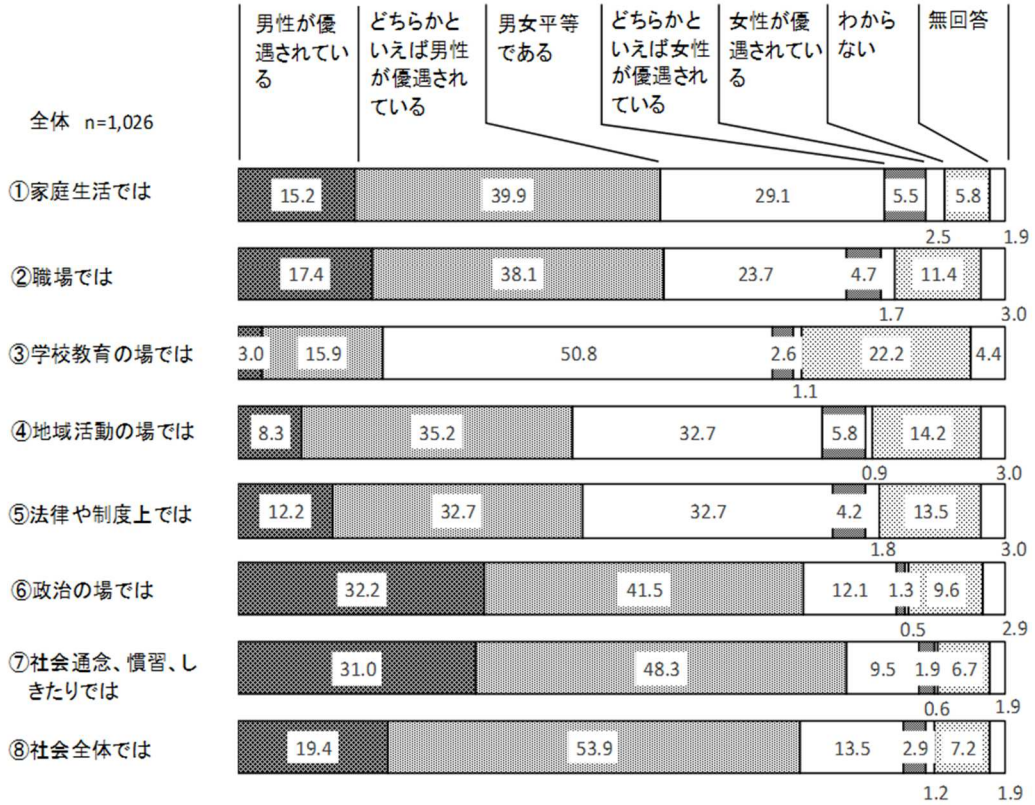

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

● 【内訳】社会全体での男女平等意識の比較

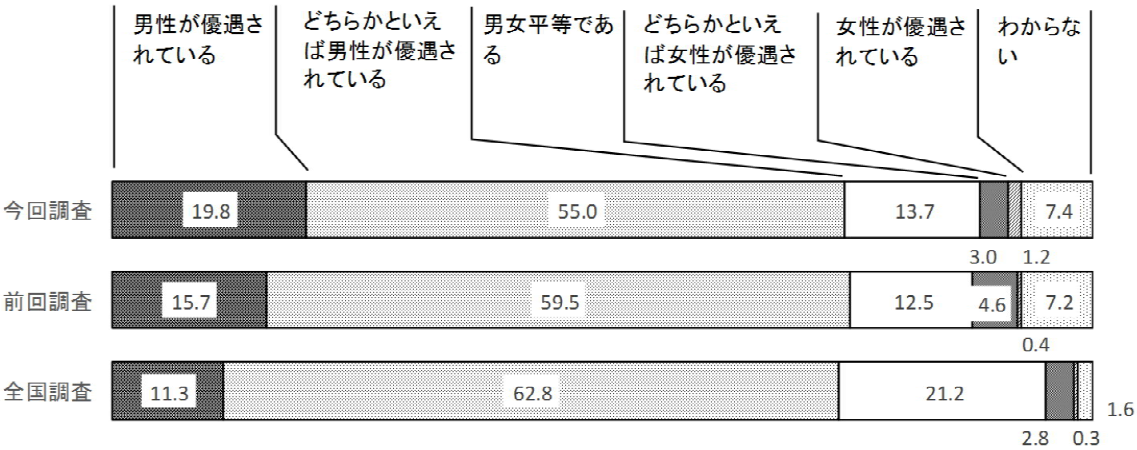

（※無回答を除き１００として再計算した割合）

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市
　　男女共同参画に関する意識調査　平成２６年度　福島市
　　男女共同参画社会に関する世論調査　令和元年度　内閣府

“男性優遇”の割合は、福島市(今回調査)、全国とも７割以上でかつ同水準にあり、また、前回調査ともほぼ同じである。一方、“男女平等である”は、全国から７．５ポイント下回り、“女性優遇”の割合は、全国と同様少ない。

施策の方向性 1　人生１００年時代への男女共同参画意識の醸成

意識の中に、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが男性にも女性にも存在しています。この固定的な性別役割分担意識にとらわれることが無くなれば、男女が共に能力を発揮でき、お互いを尊重しながら、長い人生のあらゆるライフステージで、多様な選択ができ、自分らしく生きることにつながっていきます。

子どもをはじめ様々な世代で、固定的な性別役割分担意識を植え付けない取組みや、男女双方の意識を変えていく取組みを進めます。公的機関の広報でも固定的な性別役割分担意識や固定観念にとらわれない多様なイメージを伝える取組みを進めるとともに、メディアからの情報があふれる中、その情報を無批判に受け入れるのではなく、視聴者や読者が主体的に読み解いていくための支援を進めます。

● 男女共同参画に関する意識（問.結婚などに関する次のような考え方をどう思いますか。）

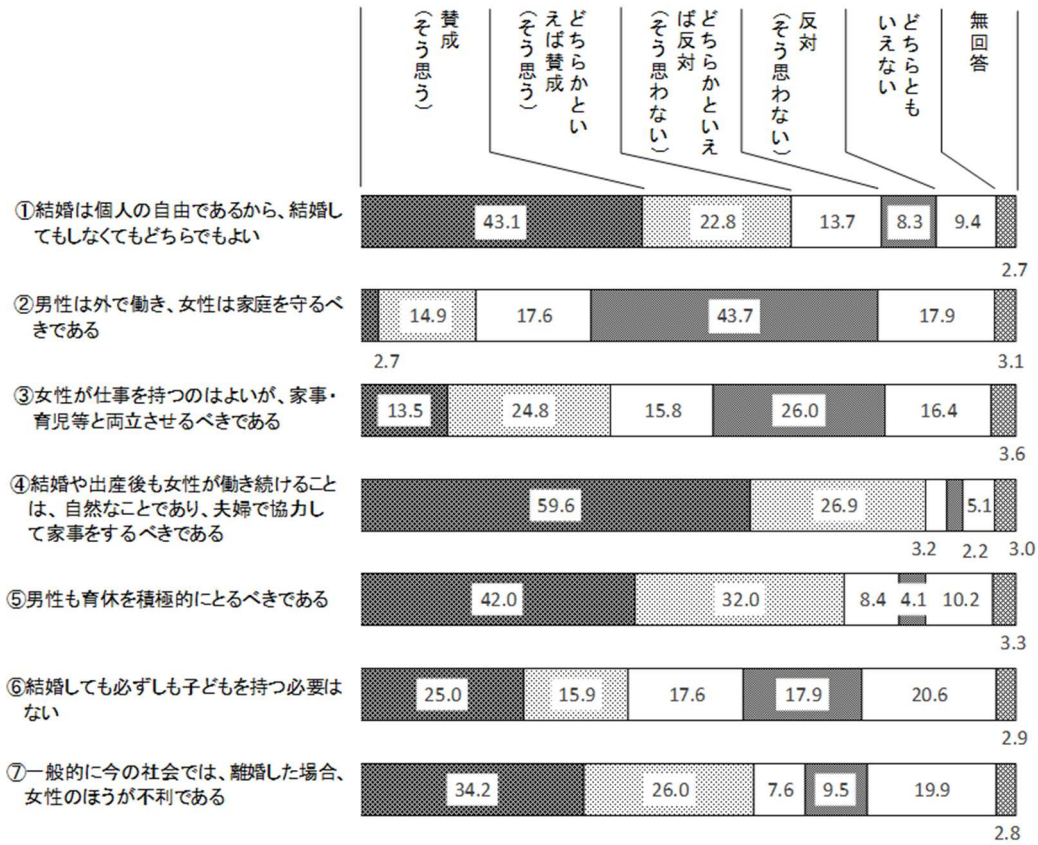

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

● 【内訳】男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである

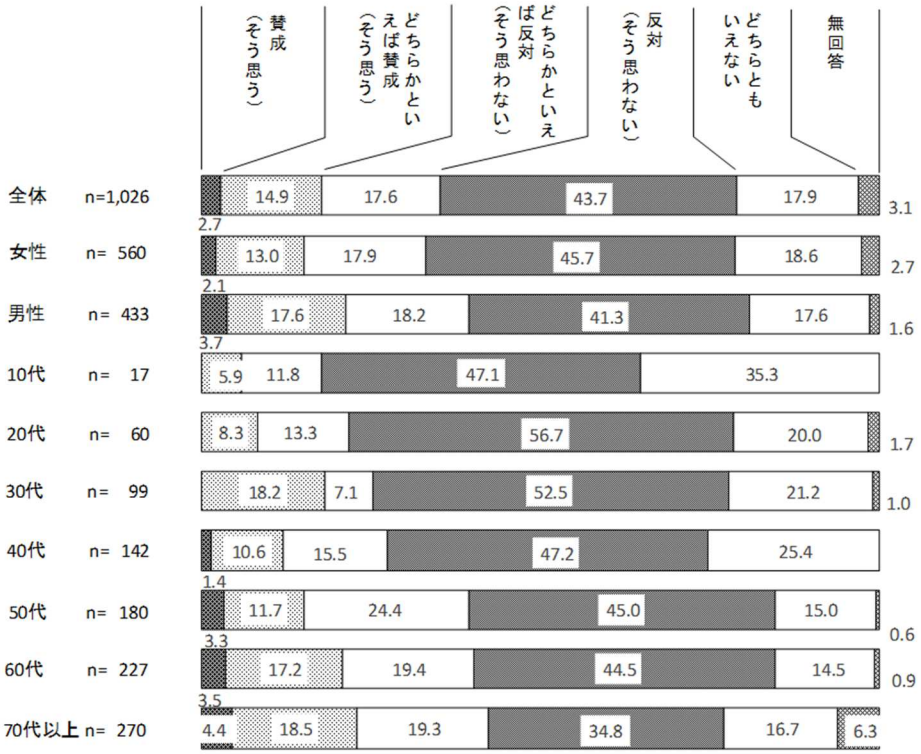

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

全体では、“反対派”が６１．３％、“賛成派”が１７．６％、“どちらともいえない”が１７．９％。
性別では、男性、女性ともに“賛成派”と“反対派”の割合は同程度である。
年代別では、どの年代も“反対派”が“賛成派”を大きく上回る。その中で、“反対派”の割合が特に高いのが２０代（７０．０％）と５０代（６９．４％）である。

● 【内訳】男性は外で働き、女性は家庭を守るべきであるの国、県との比較

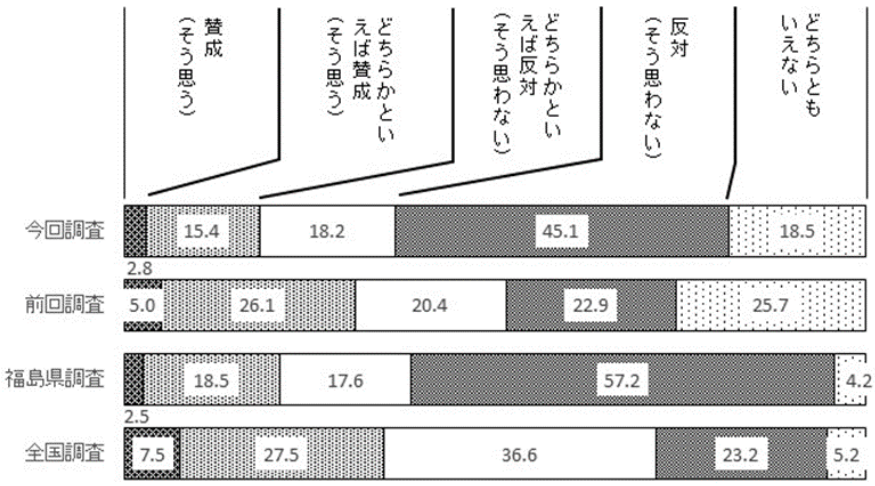

（※無回答を除き１００として再計算した割合）
資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市
男女共同参画に関する意識調査　平成２６年度　福島市
男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査　令和元年度　福島県
男女共同参画社会に関する世論調査　令和元年　内閣府

● 福島市の男女共同参画推進の取り組みに対する認知度

（問. あなたは、福島市の男女共同参画推進の取り組みについてご存知ですか。 ）

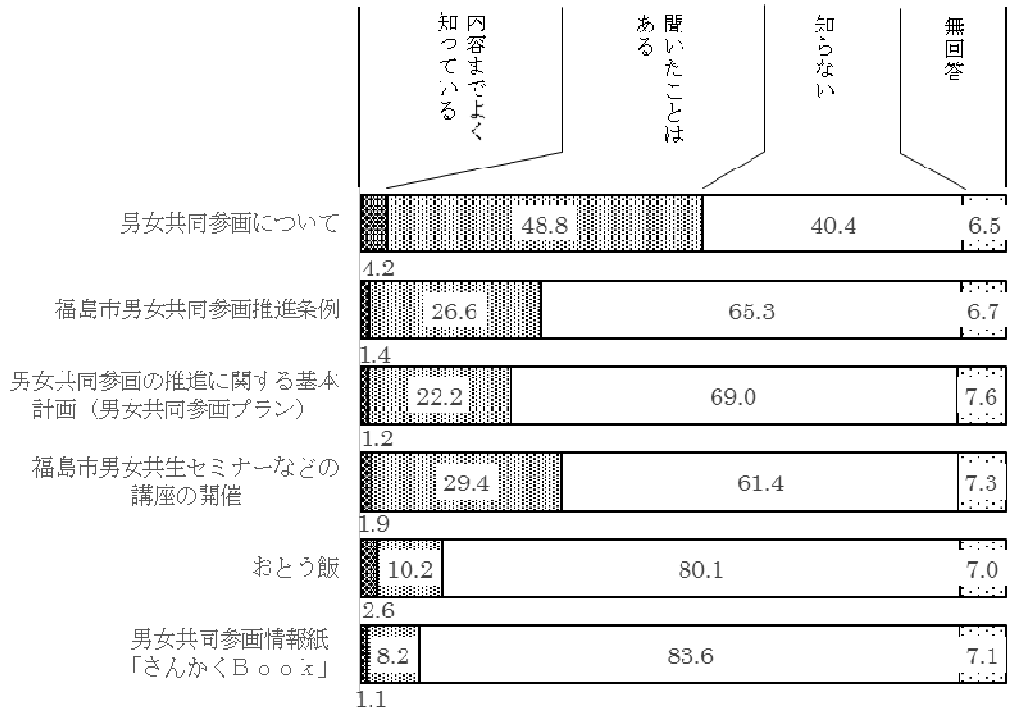

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

“内容までよく知っている”は、最も多い「男女共同参画について」でもわずか４．２％であり、その他はさらに少ない。“聞いたことはある”は、「男女共同参画について」（４８．８％）で最も多く、以下、「福島市男女共生セミナーなどの講座の開催」（２９．４％）、「福島市男女共同参画推進条例」（２６．６％）、「男女共同参画の推進に関する基本計画（男女共同参画プラン）」（２２．２％）が２割台。「おとう飯」、「男女共同参画情報紙（さんかくＢｏｏｋ）」がそれぞれ１割前後である。

一方、「知らない」は、「おとう飯」と「男女共同参画情報紙（さんかくＢｏｏｋ）」が８割以上と特に多い。

“おとう飯（はん）”とは

平成２９年６月からスタートした内閣府男女共同参画局のキャンペーンで、男性がつくる、簡単で手間をかけない、多少見た目が悪くてもおいしい料理を「おとう飯」と呼び、料理に対する技術的・心理的ハードルを下げ、特に子育て世代の男性の家事（料理）への参画促進を目的としています。

平成３０年１０月には木幡市長が東北地方の首長で初めて「おとう飯サポーター」に就任しています。

“さんかくＢｏｏｋ”とは

「さんかくＢｏｏｋ」は、市民が編集委員となって作成する男女共同参画の啓発を目的とした広報紙で、 年１回発行し、市政だより３月号へ折り込むほか、学習センターなどの窓口にも配置しています。

この広報紙を通して、一人でも多くの市民の皆様に、男女共同参画について興味をもっていただければ幸いです。

基本的施策（１）　男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動

男女共同参画に関する法律や制度について広報するとともに、権利や人権の侵害を受けた場合の対応について情報の提供に努めます。また、公的機関の広報などにおいても、固定観念にとらわれない多様なイメージを伝える取組み等を進めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 男女平等、男女共同参画を推進するための法律、制度についての広報・周知	女性の権利に関連する国内法令等をだれもが理解しやすい形で広報します。	男女共同参画センター
② 差別や権利侵害に対する相談窓口や救済機関等の情報提供	権利が侵害された場合の相談窓口や救済機関等の情報提供に努めます。	
③ メディア・リテラシー（※1）の向上のための支援・啓発	講座等により、情報そのものを主体的に収集、判断できる能力の育成に努めます。	
	メディア・リテラシーについて周知します。	
④ 男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの周知	男女共同参画の視点から、市で作成する刊行物において、性別にとらわれない男女の多様なイメージを積極的に取り入れるため、策定したガイドラインを周知します。	
	市の刊行物に関するガイドラインを民間等に広く周知するとともに、これを主体的に規範として取り入れることを奨励します。	
⑤ 青少年健全育成推進会議	各地区の活動により、青少年の健全育成を推進します。	こども政策課

基本的施策（２）　性別による固定的な役割分担を反映した社会制度や慣行の見直し

女性も男性も固定的な性別役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野に参画するための条件整備や、男女共同参画に関する認識を深めるための広報・啓発に努めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 市政情報提供の充実	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努めます。	広聴広報課
② 性別役割分担意識を反映した社会制度などの見直し	職場、家庭、地域等あらゆる分野における慣習・慣行について、性別の偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかけます。	男女共同参画センター
③ 男女共同参画に関する認識を深めるための啓発	男女共同参画に関する認識を深めるための情報や、女性のおかれた状況を客観的に把握できる統計情報を収集し、提供に努めます。	

（※１）**メディア・リテラシー**
　メディア内容を視聴者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。また、メディアを使って表現する能力も指す。

施策の方向性 2　男女共同参画の視点に立った教育･学習の推進

将来の社会を担う子どもたちが性別にとらわれずにその個性と能力を十分に伸ばし、子どもが自ら多様な選択ができるよう、男女共同参画の意識を育てる家庭教育や学校教育を推進します。

また、人生１００年時代と言われるなか、固定的な意識にとらわれず、人生のステージに応じた様々な学び方、働き方、生き方を選べるよう、生涯を通じて身近な地域社会で男女共同参画の学習に取り組めるよう進めます。

● 子どもに対する人権や男女平等などの意識の育成【複数回答】

（問. 人権や男女平等などの意識を育成するために重要だと思うものはどれですか。）

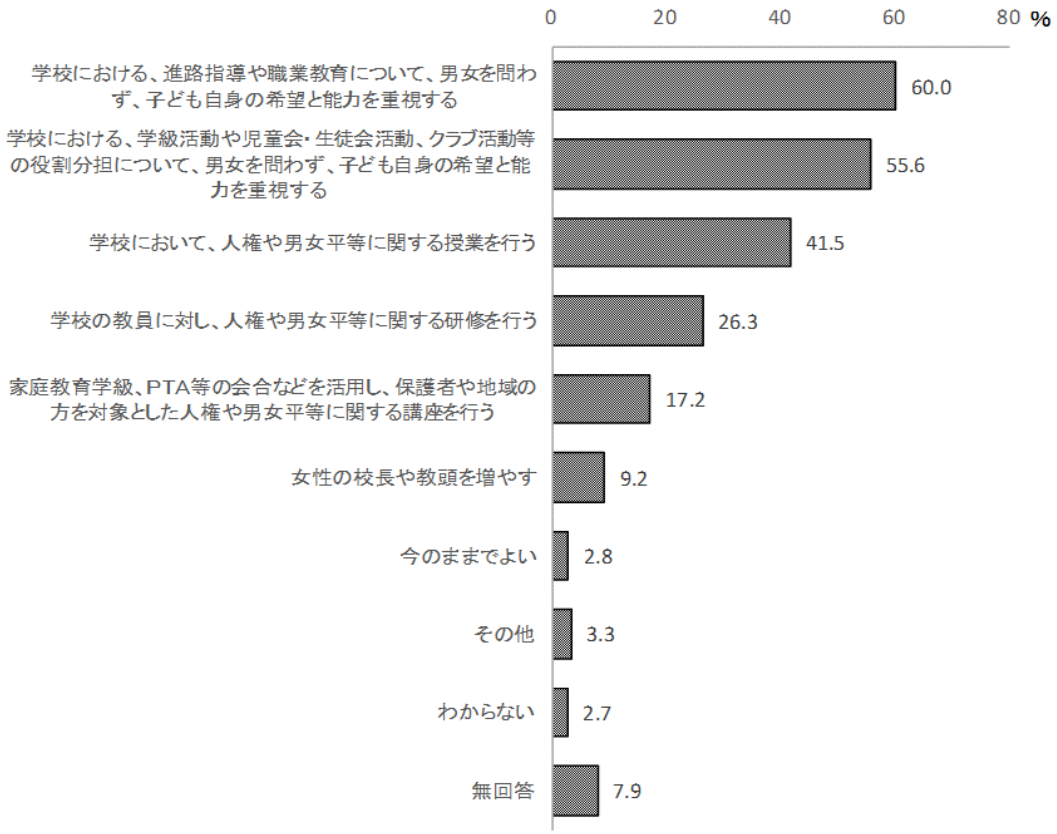

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

「学校における、進路指導や職業教育について、男女を問わず、子ども自身の希望と能力を重視する」（６０．０％）が最も多く、以下、「学校における、学級活動や児童会・生徒会活動、クラブ活動等の役割分担について、男女を問わず、子ども自身の希望と能力を重視する」（５５．６％）、「学校において、人権や男女平等に関する授業を行なう」（４１．５％）の順で、上位を占める。

● 子どもに受けさせたい教育程度

（問. あなたのお子さんには、どの程度の教育を受けさせたいと思いますか。 ）

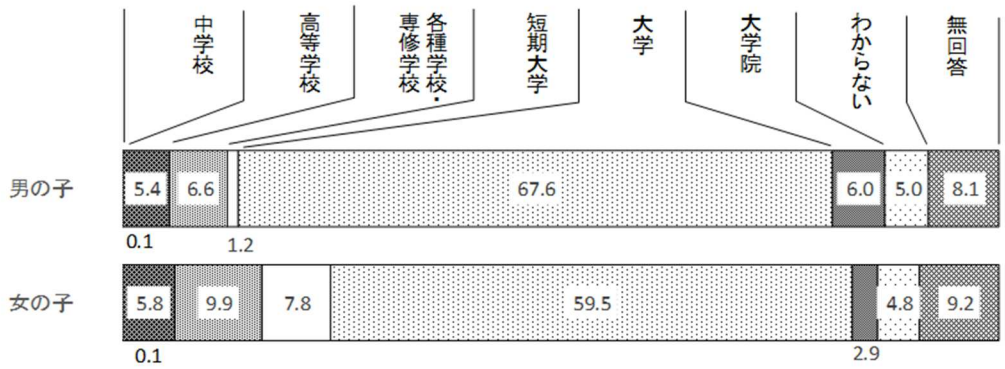

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

“男の子”の場合は、「大学」が６７.６％と圧倒的に多く、以下、「各種学校・専修学校」の６.６％、「大学院」の６.０％、「高等学校」の５.４％、「短期大学」の１.２％、「中学校」の０.１％の順となっている。

“女の子”では、「大学」が５９.５％で最も多く、以下、「各種学校・専修学校」の９.９％、「短期大学」の７.８％、「高等学校」の５.８％、「大学院」の２.９％、「中学校」の０.１％の順である。

“男の子”の場合、「大学」や「大学院」の割合が“女の子”の割合を上回り、一方、“女の子”の場合は、「短期大学」や「各種学校・専修学校」の割合が、“男の子”の割合を上回る。

男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」募集事業

男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」募集事業は、学校教育など教育活動のあらゆる場面で男女共同参画意識の醸成を図ることを目的として、平成１８年度から実施しています。

小学生以上のみなさんから、性別にかかわらず、だれもが平等に活躍できる日常について思うこと、願うこと、うれしかったことなどについて、メッセージや３０字程度のメッセージにイラストを添えた、はがき作品を募集しているものです。

令和2年度　男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」

小学校下学年の部　最優秀賞
東湯野小学校　三年　橘内伊織さん

基本的施策（１）　男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実

家庭は、子どもが人間として基本的な成長を遂げるために最も重要な役割を担う生活の場です。家庭において、家族がお互いの人権を尊重しあい、子どもの性別にとらわれず個性を伸ばしていくことができる学習機会の充実を図ります。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 情報紙の発行	男女共同参画について理解を深めてもらうため、市民が編集委員となって作成する情報紙を発行します。	男女共同参画センター
② 講演会、講座等の開催	男女共同参画の視点を踏まえたテーマによる講演会や講座を開催します。	
③ 男女共同参画のメッセージ作品募集事業	男女共同参画意識の醸成のため、メッセージ作品を募集し、表彰します。	
④ 活動の機会や場の提供	男女共同参画を進める団体、グループ等に活動の場と機会を提供し、活動が充実するよう支援します。	
⑤ 男女共同参画に関する相談事業	男女共同参画に関する諸問題について関係機関と連携を取り、電話や来所による相談に対応します。	
⑥ すこやかテレホン相談事業	青少年及び保護者の悩み事などの電話相談を行います。	こども政策課
⑦ 家庭教育学級・講座の開催	男女共同参画の視点に立った家庭教育が行われるよう、家庭教育学級や講座を開催します。	生涯学習課
⑧ 語り合いネットワーク推進事業	学校、PTA主催の男女共同参画の視点に立った子育てに関する学習に対して情報を提供するとともに、講師を派遣し支援します。	
⑨ 青年学級（ヤングカレッジ）・青年教育講座、少年学級・講座の開催	青少年を対象にした学級等において、男女共同参画の視点を取り入れて講座や教室を開催します。	
⑩ 家庭教育相談事業	幼児、小学生、中学生の保護者の家庭生活や教育上の諸問題について、電話や来館による随時相談に対応します。	

令和2年度　男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」

小学校上学年の部　最優秀賞
鎌田小学校　六年　橋本美紘さん

基本的施策（２）　男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

将来の社会を担う子どもたちが成長する過程で、性別にとらわれずその個性と能力を十分に伸ばし、教育活動のあらゆる場面で男女共同参画の意識を育てる学校教育を推進します。また、進路指導にあたっては、性別にかかわらず、個人の生き方、能力、個性を重視し、子どもが自ら多様な選択を可能にする指導を進めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 男女共同参画の視点に立った教科指導の充実	教師、児童・生徒のかかわりを大切に、男女協力による学習指導の実践に努めます。	学校教育課
② 道徳教育の充実	男女の信頼、協力、人権尊重を大切にした道徳教育の実践に努めます。	
③ 特別活動の充実	男女の共同、相互理解を深める特別活動の実践に努めます。	
④ 総合的な学習の時間の充実	男女共同による「生きる力」を育む総合的な学習の時間の実践に努めます。	
⑤ 教科における人権教育の充実	体育（保健体育）科、家庭（技術・家庭）科等の学習を通して、男女の相互理解、思いやり等人間尊重、男女平等の精神を養います。	
⑥ 道徳、特別活動、総合的な学習の時間における人権教育の充実	道徳、特別活動、総合的な学習の時間での指導を通して、人間尊重、男女平等の精神を養います。	
⑦ 性別にとらわれないキャリア教育（※1）の充実	学校教育全体を通して、系統的な進路指導の展開に努め、性別にとらわれない職業意識の拡充を図ります。	
	小・中学校における連続した児童・生徒の育ちを見取り、職業観の育成に努めます。	
⑧ 教育相談の充実	性に関する指導や交友関係等きめ細かな相談体制の確立と指導の充実を図ります。	
⑨ 男女共同意識に立った指導の充実	男女共同による責任ある行動がとれる子どもの育成を目指す指導の充実を図ります。	
⑩ ボランティア教育の推進	男女共同意識とともに、ノーマライゼイション（※2）意識を育む特別活動や総合的な学習の時間等でのボランティア活動の充実に努めます。	
⑪ 家庭への意識啓発	男女共同意識、性教育等について家庭への啓発に努めます。	
⑫ 教職員の校内研修の充実	校内研修により教職員の男女共同意識の高揚に努めます。	
⑬ 男女共同参画の校内組織の充実	男女共同参画意識を高める校内組織の充実と活性化を図ります。	

（※１）キャリア教育
　一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
（※２）**ノーマライゼイション**
　「障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す」という理念。

基本的施策（３）　男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

地域社会における学習は、女性があらゆる分野に、主体的に参画していくための力をつけるとともに、男性が家庭生活や地域活動に積極的に参画していくうえで重要な役割を持ちます。生涯を通じ身近な地域社会において男女共同参画についての学習を推進します。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 男女共同参画の学習支援	関係機関と連携し、地域・職場等で開催する男女共同参画に関する学習会を支援します。	男女共同参画センター
② 男女共同参画講座、女性学級、女性講座等の開催	学級、講座等の学習機会の提供を図るとともに、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れます。	男女共同参画センター・生涯学習課
③ 社会教育指導者への男女共同参画研修	女性学級や女性団体等の各種リーダー研修会に、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れます。	生涯学習課

令和2年度　男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」

中学生の部　最優秀賞
福島第一中学校　三年　片平凛さん

基本目標Ⅱ　あらゆる分野で誰もが参画できる持続可能な環境づくり

SDGs目標5 ターゲット5.5　意思決定において女性の参画、平等なリーダーシップ機会の確保
SDGs目標5 ターゲット5.a　経済的資源に対する同等の権利等

本市組織において「政策･方針決定過程への女性の参画状況」をはかる指標となる女性委員の審議会等への参画率は、令和２年度までの目標値４０％に対して３２．４％(令和２年４月１日現在)と７．６ポイント下回っており、今後も女性委員の参画を増やす努力が必要です。

また、地域における女性の参画状況として、町内会長に占める女性の割合は５．３％、ＰＴＡ会長は２６．９％(いずれも令和２年４月１日現在)、民間企業における女性管理職の割合は１７．５％(令和元年７月３１日現在、福島市労働条件等実態調査）となっています。

昨年度実施した意識調査での「男女がともに安心できる防災体制で必要なものについて」の質問では、「男女がともに安心して利用できる避難所運営マニュアルの作成」や「地域防災計画に性別や年齢等に関わらず多様な市民の意見を反映させる」が多数を占めていました。

あらゆる分野の政策･方針決定過程に男女が共に参画して女性の活躍が進むことは、多様な意見や視点が反映される機会となり、社会情勢の変化に対応できる多様性に富んだ豊かで活力ある持続可能な社会へとつながります。誰もが個性と能力を発揮し、いきいきと活躍できる、みんなが暮らしやすい男女共同参画の環境づくりを進めます。

● 町内会長・ＰＴＡ会長に占める女性の割合の推移

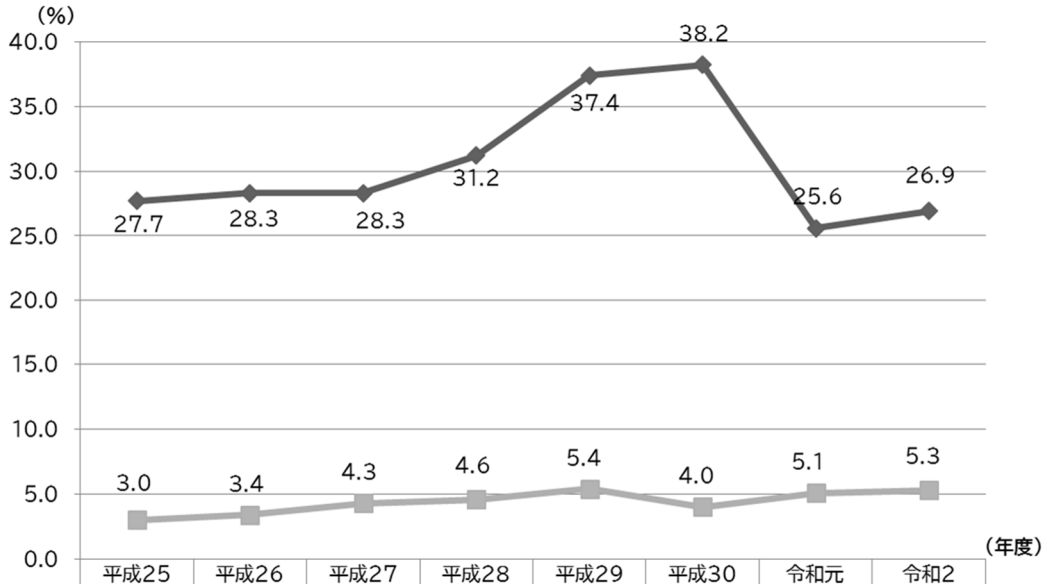

	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
町内会	3.0	3.4	4.3	4.6	5.4	4.0	5.1	5.3
PTA(全体)	27.7	28.3	28.3	31.2	37.4	38.2	25.6	26.9

資料：福島県の男女共同参画推進状況　令和元年度版

施策の方向性 1　政策･方針決定過程における男女共同参画の促進

政治や行政機関などで決定する政策･方針は、そこに生活する男女の双方、全ての市民に影響を及ぼします。その施策がどちらか一方に不利に働くことのないように、その意思決定の過程には男女がバランスよく参画し、多様な意見や視点を反映させることが重要です。

審議会等への女性委員の参画を促進し、施策や方針決定過程での男女共同参画を進めます。また、審議会等に女性が参画できるよう機会の確保や情報提供に努めるとともに、女性のエンパワーメント(※１)のための学習機会の充実を図り、人材育成を推進します。

審議会等への女性委員の参画促進に関する目標値		
指　標　名	現状値（Ｒ２）	目標値（Ｒ７）
女性委員の参画割合	３２.４％	４０.０％
女性委員が参画していない審議会等の数	１審議会	０審議会

● 審議会等における女性委員の参画割合の推移(国・福島県・福島市)

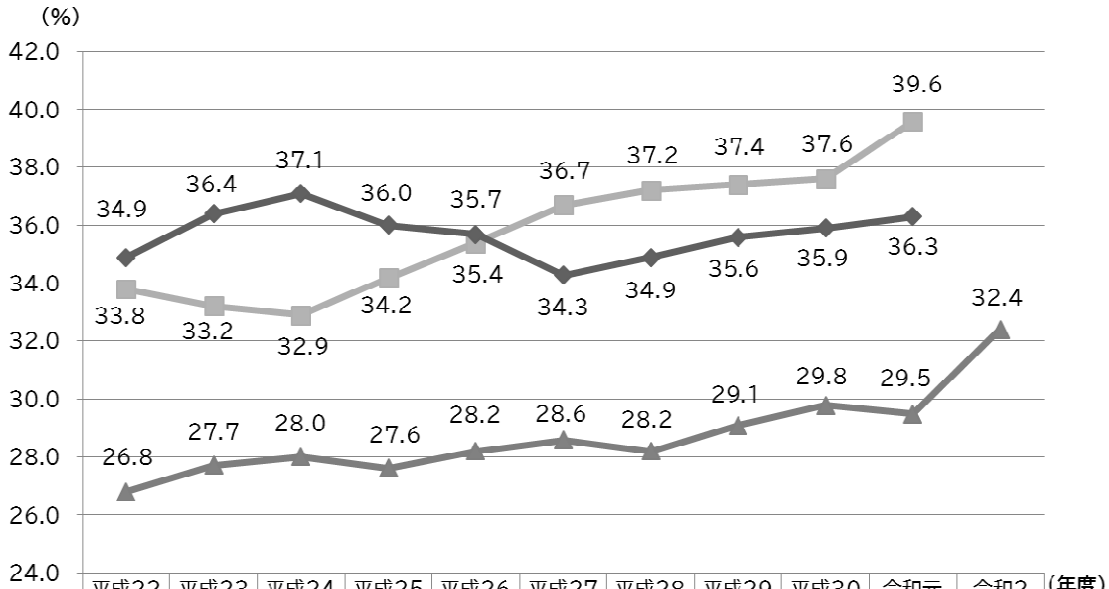

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
国	33.8	33.2	32.9	34.2	35.4	36.7	37.2	37.4	37.6	39.6	
県	34.9	36.4	37.1	36.0	35.7	34.3	34.9	35.6	35.9	36.3	
福島市	26.8	27.7	28.0	27.6	28.2	28.6	28.2	29.1	29.8	29.5	32.4

資料：福島県の男女共同参画推進状況　令和元年度版

(※１)エンパワーメント
個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。

基本的施策（１）　政策･方針決定過程における女性の参画の促進

あらゆる分野の政策・方針決定過程に男女がバランスよく参画し、多様な意見や視点を反映させることが魅力ある豊かな社会へとつながります。政策・方針決定過程への女性委員の参画を進めるため、意識の啓発や情報提供などに努めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 市政を身近なものとするための広報活動の推進	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の提供に努めます。	広聴広報課
② 自治振興協議会への女性の参画促進	市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取し施策に反映させる目的で開催する自治振興協議会への女性の参画を促進します。	地域共創課
③ 女性職員の職制への積極的登用	女性職員の職制への登用を積極的に進めるとともに、その拡大を図ります。	人事課
④ 性別にとらわれない採用･配置･昇進の推進	募集、採用の均等な機会を確保するとともに、職域の拡大を図ります。	
	女性職員のキャリアアップ研修の充実を図ります。	
⑤ 審議会等への女性委員参画促進のための環境整備	附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づく各種審議会等委員の選出区分･開催方法などの環境を整え、また、幅広い分野からの参画を進めるために公募制度を取り入れるなど、女性委員の参画促進につなげます。	総務課･ 男女共同参画センター･ 関係各課
⑥ 審議会等の女性委員の参画割合の設定	審議会等への女性委員の参画割合の目標値を40%、女性委員が参画していない審議会等の数の目標値を0とし、定期的に調査するとともに、その結果を公表し、女性の参画を計画的に進めます。	男女共同参画センター
⑦ 男女共同参画人材リストの整備･活用	各分野において男女共同参画に関する知識を持つ人材を男女共同参画人材リストへ登録し、各種審議会等に人材情報として紹介します。	

基本的施策（２）　人材育成の充実

政策・方針決定過程への女性委員の参画を進めるため、実行力のあるリーダー的人材の養成講座を開催します。また、女性団体との懇談会を開催するなど意識啓発にも努めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 人材育成のための研修機会の提供	男女共同参画を推進する実行力のあるリーダー的人材を養成するための講座等を充実させます。また、女性が話し合いの技術を学びながら理想の職場づくり等のスキルを身に付けるための講座も開催します。	男女共同参画センター
② 女性団体等との懇談会の開催	男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画を推進する女性団体代表者等との懇談会を開催します。	

施策の方向性 2　地域・職業における男女共同参画の促進

身近な地域社会は、大切な生活の場です。豊かで魅力ある持続可能な地域社会をつくるためには、男女が共に地域活動や地域づくりに参画することが必要です。

しかし、自治会や町内会では、担い手の確保や高齢化が課題であり、また、町内会長などの地域組織の役員には女性が少ないのが現状です。一方で、男性の仕事中心の意識やライフスタイルが、男性の地域活動への参画を阻んでいます。

地域活動やボランティア活動へ男女が共に参画でき、また、性別や年齢等により役割が固定化されることのないよう、情報の提供や支援を行います。

また、団体や働く場などでさらに女性が活躍できるよう、起業・創業や農業をはじめとする自営業等の活動支援や相談、情報提供などを行います。

● 職業以外におこなっている活動【複数回答】

（問.職業以外におこなっている活動はありますか。　）

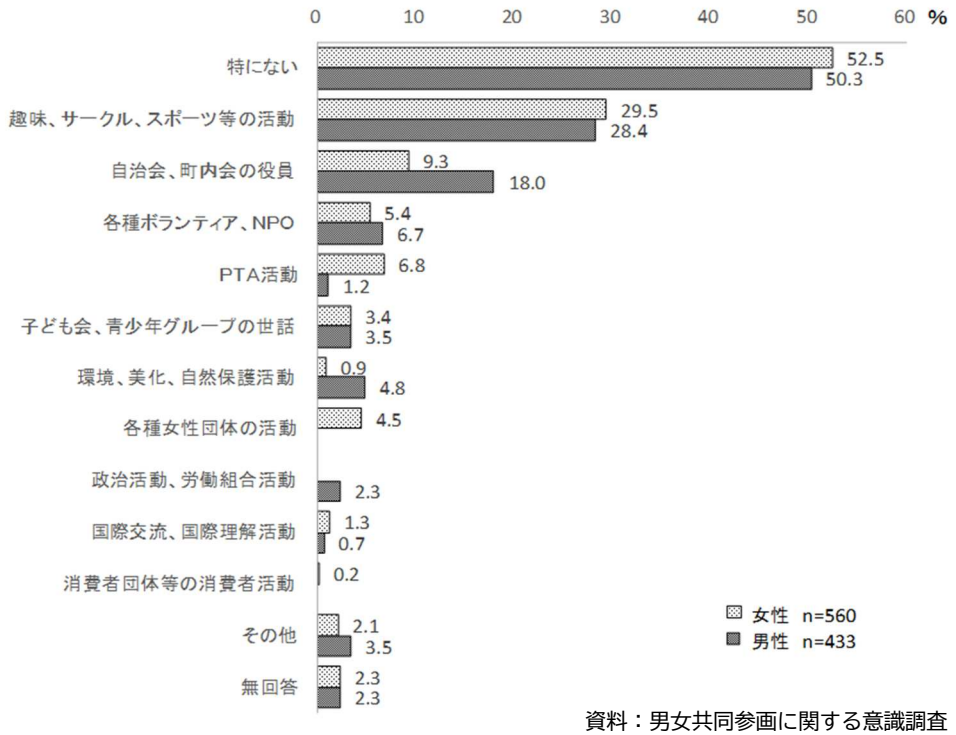

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

「特にない」は、女性（５２.５％）が男性（５０.３％）よりわずかに多いが、ともに半数を占める。また、「趣味、サークル、スポーツ等の活動」も、女性（２９.５％）と男性（２８.４％）の割合はほぼ同じであるが、「自治会、町内会の役員」では、男性（１８.０％）が女性（９.３％）を８.７ポイント上回る。

● 女性がもっと増えたほうが良いと思う職業や役職【複数回答】

（問.あなたが、次にあげる職業や役職で女性がもっと増えたほうが良いと思うものはどれですか。）

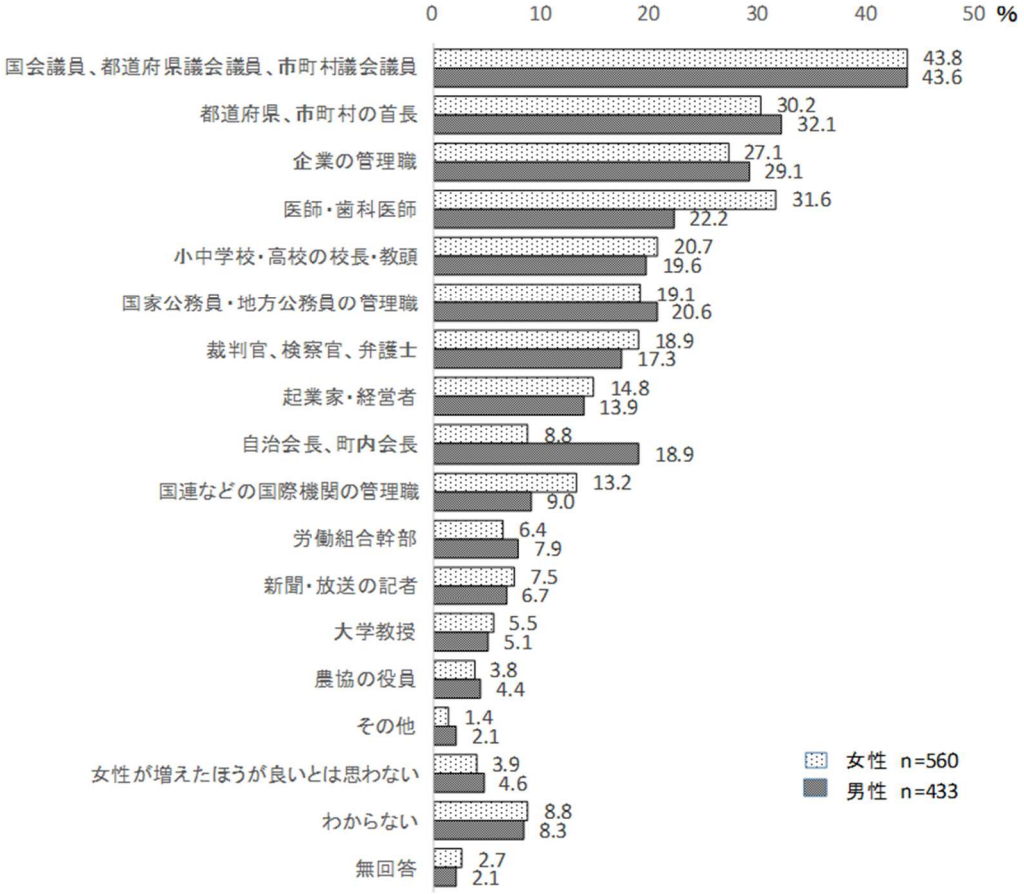

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

「国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員」は、女性と男性の割合がほぼ同じ。一方、「都道府県、市町村の首長」と「企業の管理職」は、男性が女性よりわずかに多く、「医師・歯科医師」では、女性が男性を９．４ポイント上回る。

女性の割合が男性より大きいのは、「医師・歯科医師」と「国連など国際機関の管理職」、反対に、男性が女性より多いのは、「自治会長、町内会長」である。

基本的施策（１）　地域活動における男女共同参画の促進

豊かで魅力ある地域社会をつくるためには、男女が共に地域活動や地域づくりに参画することが重要です。男女が共に家庭生活と職業生活との両立を図りながら地域活動やボランティア活動などに参画できるよう情報の提供や活動の支援を行います。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 市政情報提供の充実【再掲】	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努めます。	広聴広報課
② 自治振興協議会への女性の参画促進【再掲】	市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取し施策に反映させる目的で開催する自治振興協議会への女性の参画を促進します。	地域共創課
③ 市民活動支援事業	市民活動サポートセンターを拠点として各種事業を実施します。	
④ ボランティア活動の支援	ボランティア活動に関する情報を収集し、提供します。	地域共創課・産業雇用政策課
⑤ 男女共同参画の学習支援【再掲】	関係機関と連携し、地域・職場等で開催する男女共同参画に関する学習会を支援します。	男女共同参画センター
⑥ 地域における女性団体への支援	福島市婦人団体連絡協議会を支援します。	生涯学習課

令和2年度　男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」

高校生の部　最優秀賞
福島高等学校　一年　根本響子さん

基本的施策（２）　企業･団体･自営業等あらゆる分野における女性の参画の促進

企業、団体、自営業などあらゆる分野で女性がさらに活躍できるよう、それぞれの活動の支援や情報の提供を行います。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 女性起業の促進	女性が起業するきっかけづくりとなる講座や情報提供などを行います。	男女共同参画センター
② 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	産業雇用政策課
③ 職業相談事業の充実	ハローワーク福島等と協力し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図ります。	
④ 起業に関する情報提供	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供します。	商工業振興課
⑤ 女性創業者に対する支援	創業融資を受けた際の利子2年間全額補助します。	
⑥ 家族経営協定締結の推進	農作業分担、家事、育児、介護、休日、報酬など、家族の就業条件について協定を結ぶことで、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境を整備します。	農業企画課
⑦ 農業、農村における女性団体活動の支援	各種研修会等の開催に対し支援協力します。	農業企画課･農業振興課
⑧ 農業、農村における女性農業者起業活動の支援	女性農業者が行う起業活動等へ支援協力します。	
⑨ 農業委員への女性の参画促進	女性の視点を生かした持続可能な農業経営の発展や女性農業者が活躍できる基盤づくりを促進するため、女性が農業委員として参画できる環境を整備します。	農業委員会

令和2年度　男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」

一般の部　最優秀賞
山内圭介さん

施策の方向性 3　復興･防災における男女共同参画の促進

平成２３年に発生した東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、市民へ甚大な被害と影響をもたらしました。避難所等での生活は、男女のニーズの違いなどが配慮されず、衛生用品や女性用品の提供、授乳室やプライバシーの確保など、女性や子育てに配慮した避難所の開設及び運営管理が不十分だったことが課題となりました。この震災で得た経験や教訓を踏まえ、男女共同参画の視点に立った復興・防災の取組みを進めなければなりません。

また、災害や感染症の流行は市民生活に大きな影響を与え、また、男女に異なる影響をもたらします。このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映し、家事・育児・介護等が女性に集中しがちです。また、ＤＶや性的被害等が増加するといったジェンダーに起因する課題が一層顕在化します。

平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であるため、復興・防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画や、誰もが安心して利用できる避難所運営等を進めます。

また、地域防災力の向上には女性の参画が重要であることから消防団等への女性の参画を進めるため、広報や啓発活動を行います。

● 防災における男女共同参画【複数回答】

（問.男女がともに安心できる防災体制を整えるために、日常的にどのようなことが必要だと思いますか。）

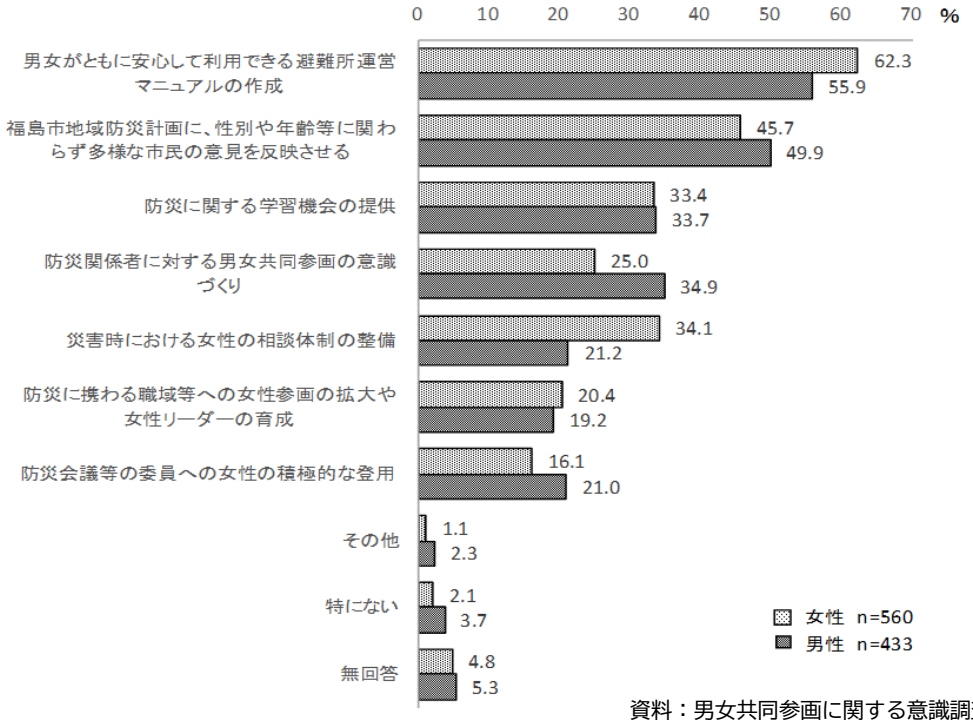

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

基本的施策（１）　復興･防災体制及び現場における女性の参画の促進

男女共同参画の視点に立った復興・防災の取組みを進めるため、福島市防災会議への女性の参画を促進します。避難所の運営にあたっては、感染症などの感染防止対策とプライバシー確保のためパーティションを設置するほか、旅館・ホテルを活用するなど避難者の安全と人権に配慮した環境づくりに努めます。

また、消防団や自主防災組織への女性の参画を進め、地域の防災力の向上とジェンダーの視点に立った防災対策の具体化に努めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 福島市防災会議への女性の参画の促進	福島市防災会議への女性委員の参画を進めるため、構成する機関や団体等に対して、女性の参画を促すよう努めます。	危機管理室
② 避難所運営における女性への配慮	災害時に開設する指定避難所において、パーティションを設置することで、感染症防止を図るとともに、プライバシー保護に努めます。また、災害時の避難先として旅館･ホテルを活用することで妊産婦等、一定の配慮が必要な避難者の安心･安全を確保します。	
③ 消防団への女性の入団促進	積極的に女性が消防団に入団できる環境を整えます。	消防総務課
④ 消防団の広報･啓発活動への女性の参画促進	地元分団の枠を越えて本団付き女性消防隊としても活動し、女性のアイディアを活かした広報及び啓発活動ができる環境を整えます。	

災害対応力を強化する女性の視点
～ 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン ～

内閣府では、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめたガイドライン「災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～ 」を令和２年５月に作成し、７つの基本方針が示されています。

＜７つの基本方針＞
（１）平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
（２）女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
（３）災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
（４）男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
（５）女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
（６）男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
（７）要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

出典：内閣府男女共同参画局

基本目標Ⅲ　女性活躍の推進

女性活躍推進法　市町村推進計画

SDGs目標5 ターゲット5.4　無報酬の育児･介護や家事労働を認識･評価
SDGs目標5 ターゲット5.b　実現技術の活用の強化

女性の労働力率（※1）は、２０歳代後半から３０歳代にかけて低下し、年齢が上がるにつれて再び上昇するM字カーブを描いていますが、平成２２年と比較するとM字カーブの谷は浅くなってきており、女性の出産･育児を理由とした離職率も減少していると考えられます。それでも離職者の１割が出産･育児を理由としている状況にあります。（就業構造基本調査Ｈ２９総務省）

意識調査では、仕事と家庭生活のあり方について多くの人が「仕事と家庭生活を共に両立」や「仕事と家庭生活と地域･個人の生活がバランスよく」を理想としていますが、現実は「仕事を優先」しています。全国調査と比較しても「仕事を優先」する人の割合が特に男性で高くなっています。また、女性では、現実において「仕事を優先する」が「家庭を優先する」を上回っています。

少子高齢社会を迎え、男女が共に仕事と家庭・地域における活動をバランスよく担い、仕事と生活の調和(ワーク･ライフ･バランス)を実現することが重要ですが、家事･育児･介護については、依然として女性がその多くを担っており、男性は、長時間労働を基本とする仕事中心の生活スタイルで、家事・育児に参加しづらい状況にあります。

女性活躍推進法や働き方改革関連法の改正が進められる中、女性活躍やワーク･ワイフ･バランスの推進のため、誰もが働きやすく活躍できる職場づくり、仕事と家事･育児･介護等との両立支援や多様な働き方の推進、男性の家事･育児･介護等への参画の推進など、更なる女性活躍を進めます。

● 女性の年齢階級別労働力率のグラフ(M字カーブ)

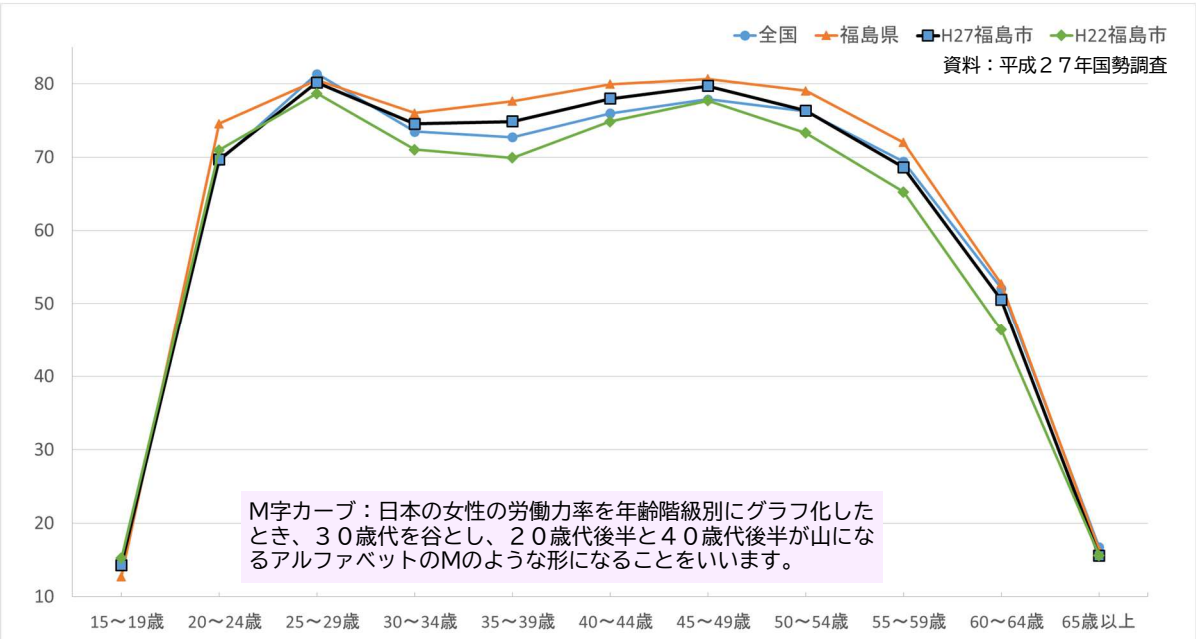

(※１)**労働力率**
１５歳以上の人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

● 女性の活躍状況（問.あなた自身あるいはあなたの身近にいる女性は、仕事や地域活動で活躍していると思いますか。）

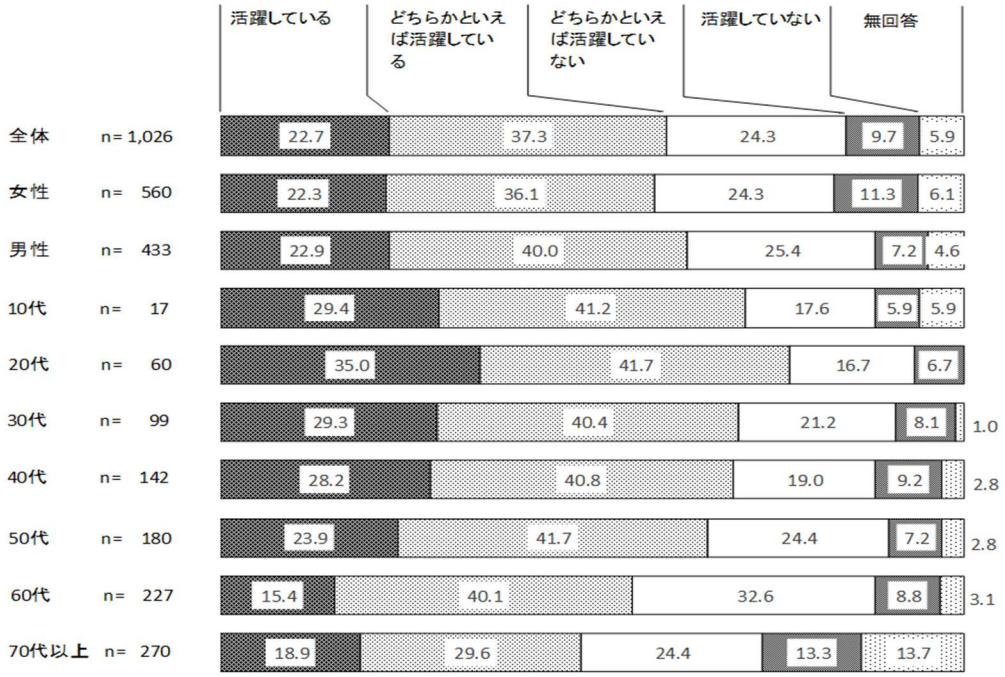

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

“どちらかといえば活躍している”（３７.３％）が最も多く、以下、“どちらかといえば活躍していない”（２４.３％）、“活躍している”（２２.７％）、“活躍していない”（９.７％）の順である。
“活躍派”（６０.０％）が“活躍していない派”（３４.０％）を２６ポイント上回る。

● 女性の活躍に必要なこと【複数回答】（問.女性が活躍するには何が必要だと思いますか。）

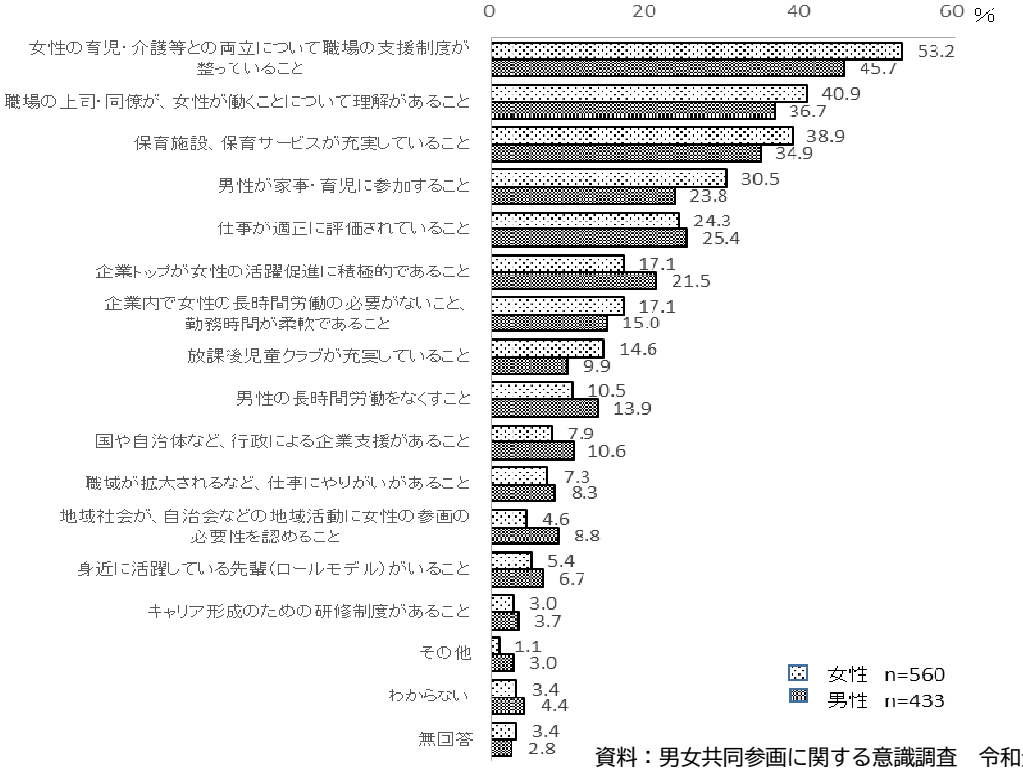

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

「女性の育児・介護等との両立について職場の支援制度が整っていること」は、女性（５３.２％）が男性（４５.７％）を７.５ポイント上回るとともに、「職場の上司・同僚が、女性が働くことについて理解があること」や「保育施設、保育サービスが充実していること」、「男性が家事・育児に参加すること」のいずれも、女性の割合が男性より多い。

● 仕事と生活のあり方に関する理想と現実

≪理想≫

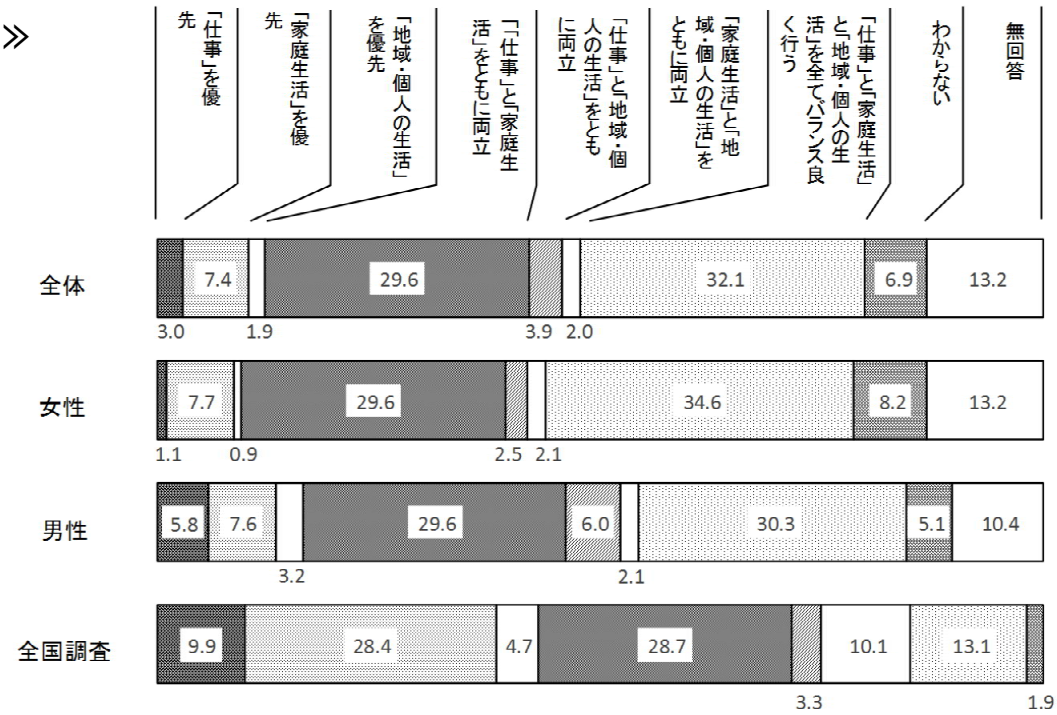

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市
男女共同参画社会に関する世論調査　令和元年　内閣府

≪現実≫

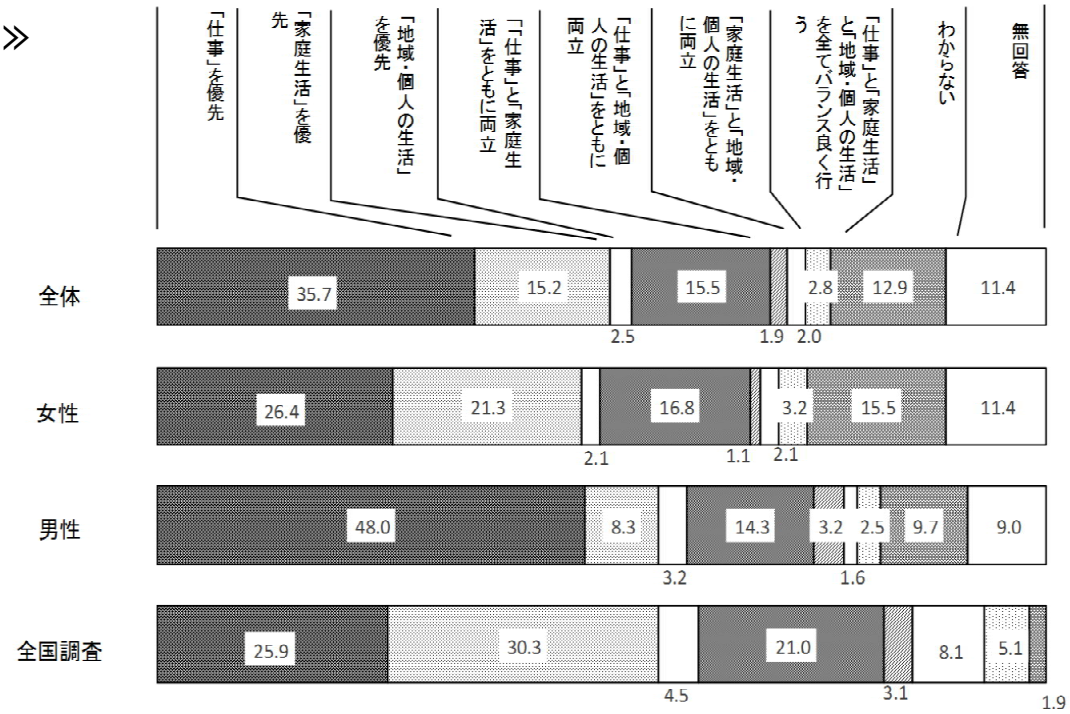

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市
男女共同参画社会に関する世論調査　令和元年　内閣府

仕事と生活のあり方については、多くの方が『仕事と家庭生活をともに両立』や、『仕事と家庭生活と地域・個人の生活がバランス良く行う』ことを理想としていますが、現実は『仕事を優先』です。

施策の方向性 1　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

女性も男性も働きたい人すべてが、年齢や性別にかかわりなく能力を十分に発揮し活躍するためには、それぞれのライフステージで、その状況や希望に応じて仕事と家事・育児・介護・地域活動などをバランスよく担い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することが重要です。

「男性は仕事、女性は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識により、家事・育児・介護などの多くを女性が担っており、また、男性は長時間労働による仕事中心の生活で家庭生活を両立できない状況にあります。

男女がともに家庭生活、職業生活、地域活動へも参画できるよう、企業や事業主などへのワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発を進めます。また、仕事と育児・介護等を両立して働き続けられるよう支援します。

● 仕事と生活についての考え方（理想）と現実（現状）

（問.仕事と生活について、あなたの考え方（理想）と現実（現状）にもっとも近いものを教えてください。）

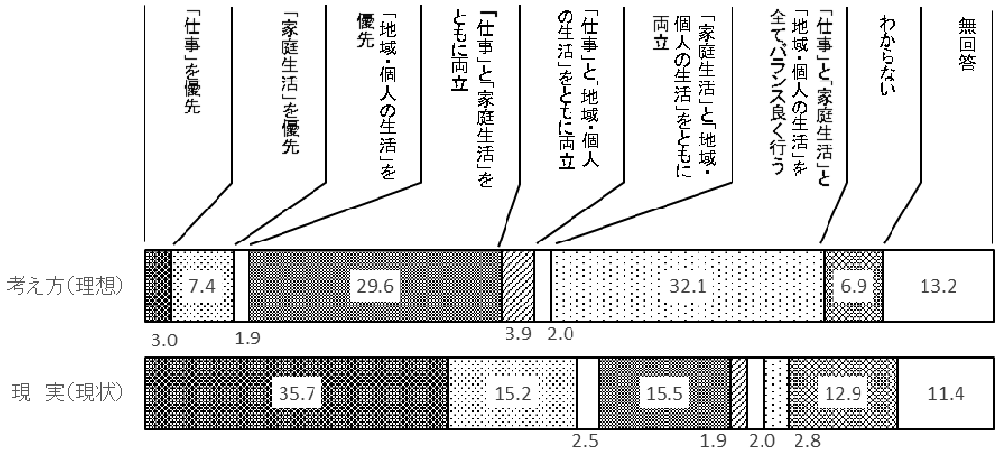

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

「考え方（理想）」は、“「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人生活」を全てバランス良く行う”（３２.１%）と“「仕事」と「家庭生活」をともに両立”（２９.６%）に集中している。

一方、「現実（現状）」では、“「仕事」を優先”（３５.７%）が最も多く、次いで“「仕事」と「家庭生活」をともに両立”（１５.５%）、“「家庭生活」を優先”（１５.２%）が続く。

「現実（現状）」が「考え方（理想）」を上回るのは、“「仕事」を優先”（３２.７ポイント）、“「家庭生活」を優先”（７.８ポイント）である。

● 考え方(理想)と現実(現状）との一致状況

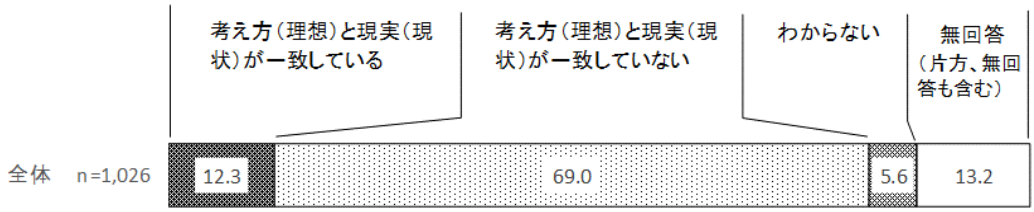

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

回答者の中で、考え方（理想）と現実（現状）とが一致している方は１２６人で、全体の１２．３％に当たる。

● 家事、育児や介護等における役割分担

（問.あなたの家庭では、次にあげるような家事、育児や介護等を、主にどなたがおこなっていますか。）

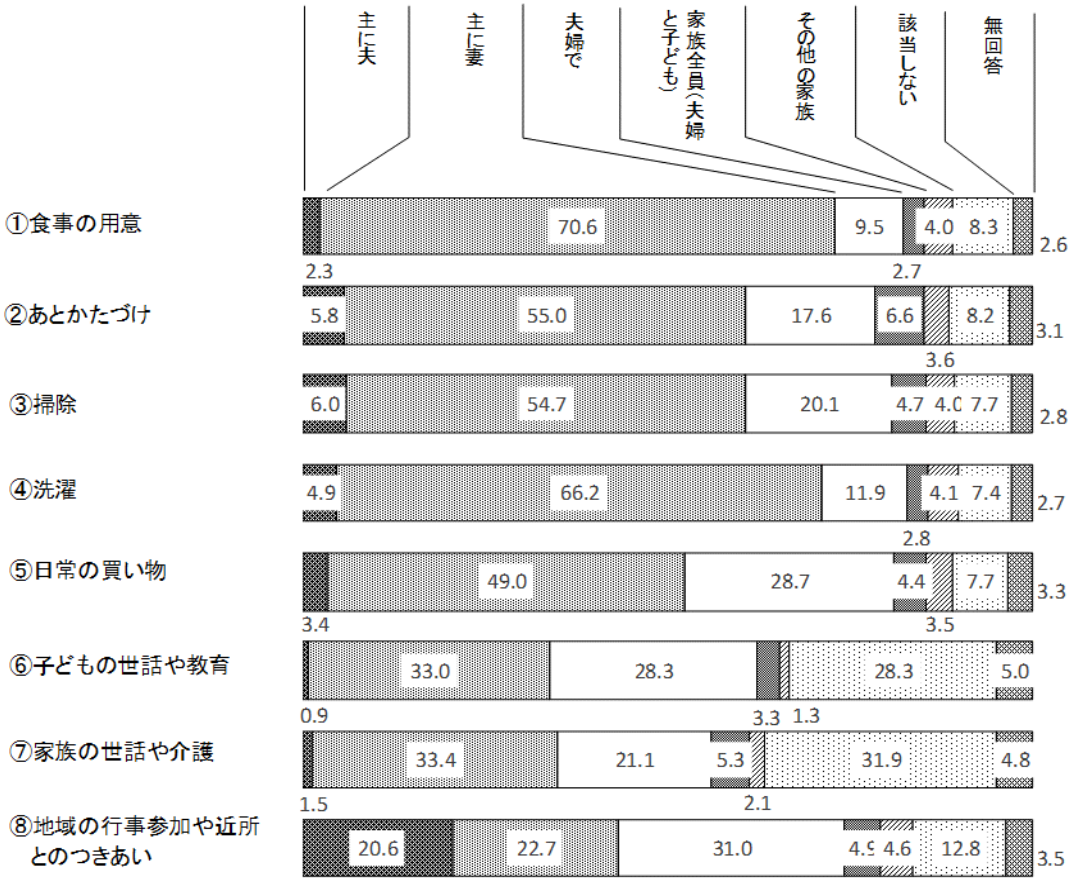

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

“主に妻”の割合が、最も大きいのが「食事の用意」（７０．６％）、次いで「洗濯」（６６．２％）である。「あとかたづけ」と「掃除」も過半数を占める。

“夫婦で”の割合が大きいのは、「地域の行事参加や近所とのつきあい」（３１．０％）や「日常の買い物」（２８．７％）、「子どもの世話や教育」（２８．３％）である。

“主に夫”は、「地域の行事参加や近所とのつきあい」（２０．６％）に多く、また、“家族全員（夫婦と子ども）”は、「あとかたづけ」や「家族の世話や介護」などに少し見られる。

● 男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと【複数回答】

（問.今後、男性が女性とともに家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。）

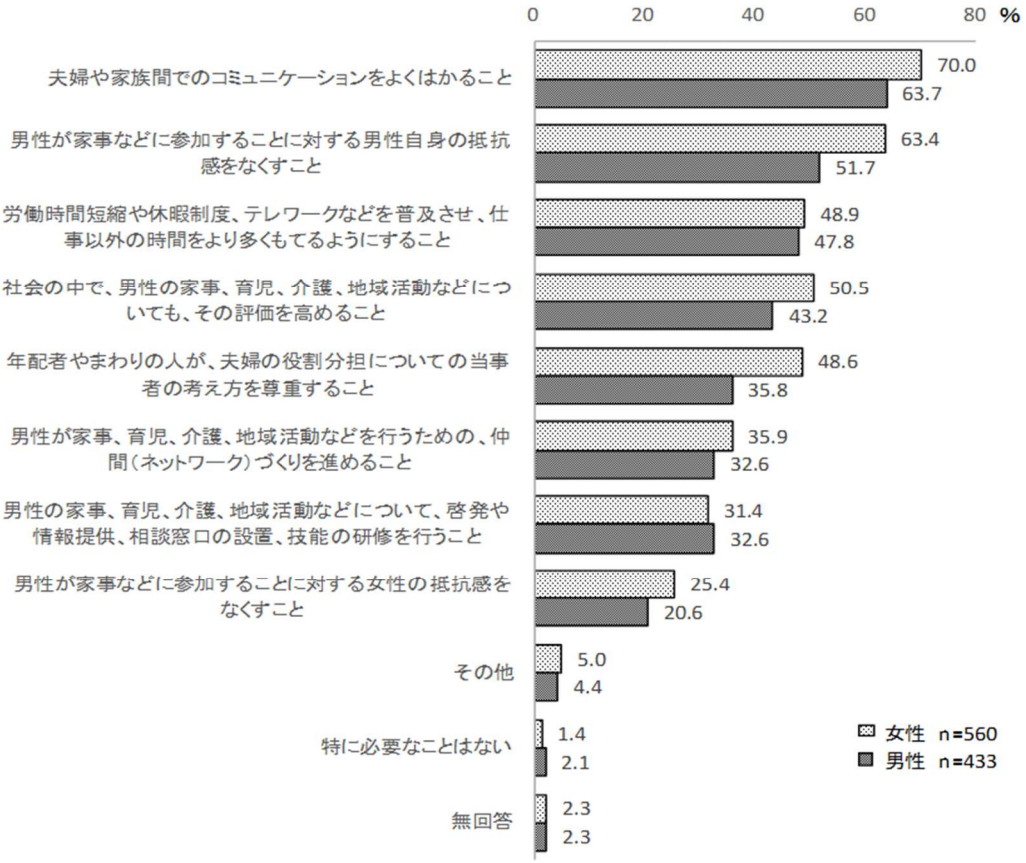

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」と「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」は、それぞれ女性の割合が男性を上回り、「労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどを普及させ、仕事以外の時間をより多くもてるようにすること」では、女性と男性がほぼ同じである。

基本的施策（１）　ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

雇用の場における男女共同参画実現のための情報提供や相談事業、意識啓発を行います。労働者側だけでは、労働環境を改善することが困難であるため、事業主や企業のトップの意識改革に努めるとともに、雇用環境の整備や働き方の見直しによる労働環境改善への取組みを推進します。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 事業主に対する働き方改革関連法等の情報提供	関係機関等と連携し、女性活躍推進法や働き方改革関連法等についての情報を提供します。	男女共同参画センター・産業雇用政策課
② 性別役割分担意識の改革のための広報・啓発事業	男女の固定的役割分担意識を是正し、男女平等の理念の浸透を図り、家庭における男女共同参画を促進するための資料や情報紙などを作成し配布します。	男女共同参画センター
③ 事業主に対する意識啓発	雇用の場における男女平等や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、イクボス（※1）の養成及び男性の育児休暇取得を推進するため、事業主等を対象にした広報や講演会を開催します。	
	女性の雇用環境の改善と女性就労者の雇用を促進するため、事業主等に対する女性活躍セミナーを実施します。	産業雇用政策課
④ 労働条件等実態調査の実施	市内民間企業に対し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査します。	
⑤ 働く女性応援企業認証事業	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりを進めます。	
⑥ 事業主等に対する啓発活動の推進	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携して関係法令などの啓発活動を実施します。	
⑦ 職業相談事業の充実【再掲】	ハローワーク福島等と協力し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図ります。	
⑧ 家族経営協定締結の推進【再掲】	農作業分担、家事、育児、介護、休日、報酬など、家族の就業条件について協定を結ぶことで、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境を整備します。	農業企画課

（※１）**イクボス**
企業などにおいて、部下が仕事と家庭が両立できるよう考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と家庭を楽しむことができる上司のこと。

基本的施策（２）　家庭生活における男女共同参画の促進

意識調査では、家事の大半を女性が担っている状況です。男女の固定的な性別役割分担意識を是正し、男女が対等な関係で共に家庭責任を担うことができるよう情報の提供や意識啓発を行います。また、男性の家庭生活への参画支援や、ひとり親世帯などへの支援を行います。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 福島市特定事業主行動計画の推進	母性保護、育児休業、休暇などの各種制度についての周知を図ります。	人事課
	男性職員の育児休業の取得促進を図ります。	
② 性別役割分担意識の改革のための広報・啓発事業【再掲】	男女の固定的役割分担意識を是正し、男女平等の理念の浸透を図り、家庭における男女共同参画を促進するための資料や情報紙などを作成し配布します。	男女共同参画センター
③ ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。	地域福祉課
	ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。	こども政策課
	ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付を実施し、経済的自立や児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
	ひとり親家庭等に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施します。	
	母子家庭の福祉対策として母子生活支援施設への入所支援を実施し、自立支援計画の作成などにより、施設と連携し入所母子を支援します。	
④ 求職活動支援窓口を生活福祉課に常設	児童扶養手当を受給している方や生活に困窮する方を対象として福祉事務所とハローワークが一緒に求職活動を支援します。	生活福祉課
⑤ 子育て応援広場の開催	乳幼児と保護者を対象にした遊びを開催することにより、父親の育児参加へつなげます。	こども政策課
⑥ 家庭教育学級、講座等の開催	男性の家庭生活への参画支援のため、家庭教育学級、講座等に男性の参加を呼びかけます。	生涯学習課

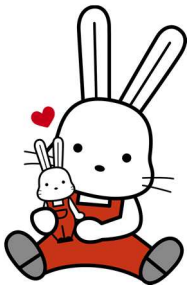

基本的施策（３）　仕事と子育て及び介護等の両立支援

女性は、仕事と家事・育児・介護などの家庭責任の両方の負担が、就業継続を難しくしています。また、少子高齢化、核家族化が進む中で親や配偶者などの介護の問題は、男女が働き続けるうえで大きな問題となっています。男女の職業生活と家庭生活の両立を図るため、各種制度の周知や相談事業などを行います。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 地域包括支援センター機能の充実	高齢者や家族等（原発事故による広域避難高齢者や家族を含む）の相談に応じ、保健、医療、福祉サービスが総合的かつ適切に受けられるよう、地域包括支援センターの相談等機能の充実を図ります。	長寿福祉課
② 介護保険制度の広報・啓発	介護保険制度の説明会を開催、啓発資料・パンフレットを配布します。	介護保険課
③ 介護サービス相談員の派遣	介護サービス事業において利用者への相談を実施し、介護サービス等の質的向上を図ります。	介護保険課
④ 介護保険施設等の整備促進	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備を図ります。	介護保険課
⑤ 子育て講演会の開催	講演会等を開催し、子育て支援に関わる職員と市民の育児に関する意識啓発を図ります。	こども政策課
⑥ 放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを実施します。	
⑦ 児童センター事業	0歳から18歳未満の子どもたちのための施設で自由に来館して遊ぶことができるほか、幼児クラブや放課後児童クラブなどを実施します。	
⑧ 地域子育て支援体制の整備	育児の援助について、受けたい者と、行いたい者とを会員として組織するファミリーサポート事業を実施します。	
⑨ 子育て支援短期利用事業	保護者の疾病・出産等により、一時的に子どもの養育が困難となった場合における支援事業（子どものショートステイ）を実施します。	こども家庭課
⑩ 子育て世代包括支援センター事業	安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう、関係機関等との連携を図りながら切れ目なく支援します。 ・妊娠届出時面接相談 ・妊産婦訪問等による相談支援 ・産後ケア事業 ・産前産後サポート事業	
⑪ こども発達相談	発達発育に心配のある子どもとその保護者を対象に専門職が相談・療育指導を行い、必要時に適切な治療や療育等に繋ぐ支援を実施します。	
⑫ 特別保育等の充実	家庭形態、保護者の就労状況等が変化する中、子育て家庭の保育ニーズも多様化しており、また、緊急の保育ニーズにも対応できる特別保育を充実するため、病児・病後児保育、休日保育等の拡充や延長・一時預かり保育等の推進を図ります。	こども政策課 幼稚園・保育課
⑬ 保護者負担の軽減	幼児教育・保育の無償化により3歳から5歳の子どもの保護者負担を軽減し、さらに、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、認可保育施設や放課後児童クラブ等の利用者負担額を軽減します。	
⑭ 保育士等確保対策の強化	市民の保育ニーズに応える体制を整備するため、保育士等に対する多様な支援を強化し、保育士の確保に取り組みます。	幼稚園・保育課

施策の方向性 2　雇用の場における男女共同参画の推進

女性活躍推進法や働き方改革関連法などにより、女性活躍推進のための企業などの取組みが進められてきましたが、男女の賃金格差や昇進、昇格に差があるなど男女間の格差はいまだ解消されていません。

雇用の場における男女共同参画の実現のためには、多様かつ平等な就業制度、雇用制度の普及や拡充が必要です。また、固定的な性別役割分担意識により、女性が性別により区別されることなくその能力を十分に発揮することや、男性も仕事中心の長時間労働の生活スタイルを見直すことが重要です。

長時間労働は、仕事と家庭生活との両立を困難にし、また、女性の就職継続や男性の家庭や地域への参画を阻む原因ともなります。女性にとっても男性にとっても働きやすく暮らしやすい社会を目指し、長時間労働などの働き方の見直しや雇用環境の改善を進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用などが進み、新たなワークスタイルが注目されていますが、テレワークの活用など多様で柔軟な働き方についても支援を進めます。

● 職場における仕事の内容や待遇面での男女差の具体的内容（複数回答）

（問. 今の職場で、仕事の内容や待遇面において、男女で差があるのはどのようなことですか。）

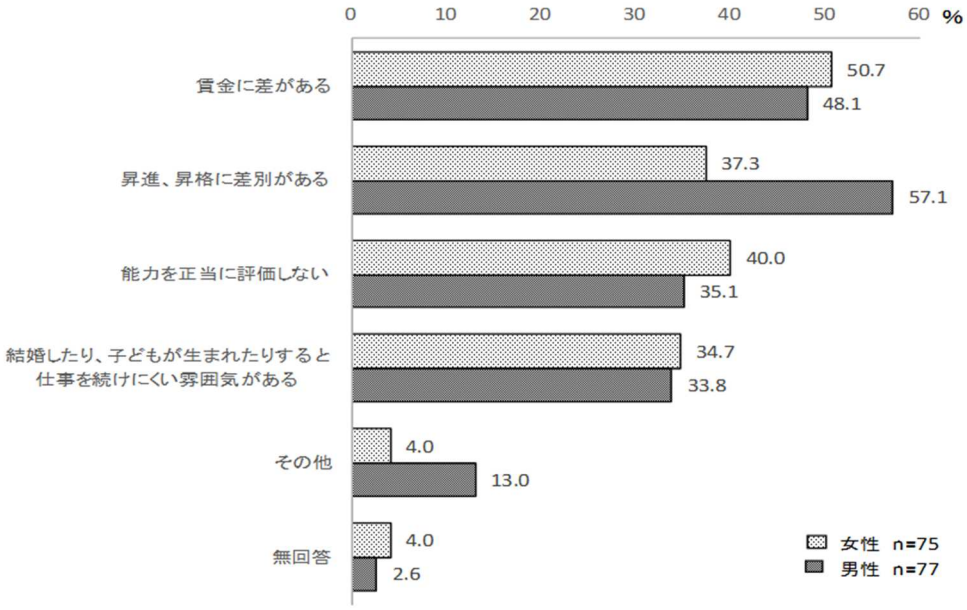

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

「賃金に差がある」と「能力を正当に評価しない」、「結婚したり、子どもが生まれたりすると仕事を続けにくい雰囲気がある」は、いずれも女性の割合が男性より多い。

一方、「昇進、昇格に差別がある」は、男性（５７.１％）が女性（３７.３％）を１９.８ポイントと大きく上回る。

● 女性が働き続けるために必要なこと【複数回答】

（問.女性が働き続けるために必要なことは何だと思いますか。）

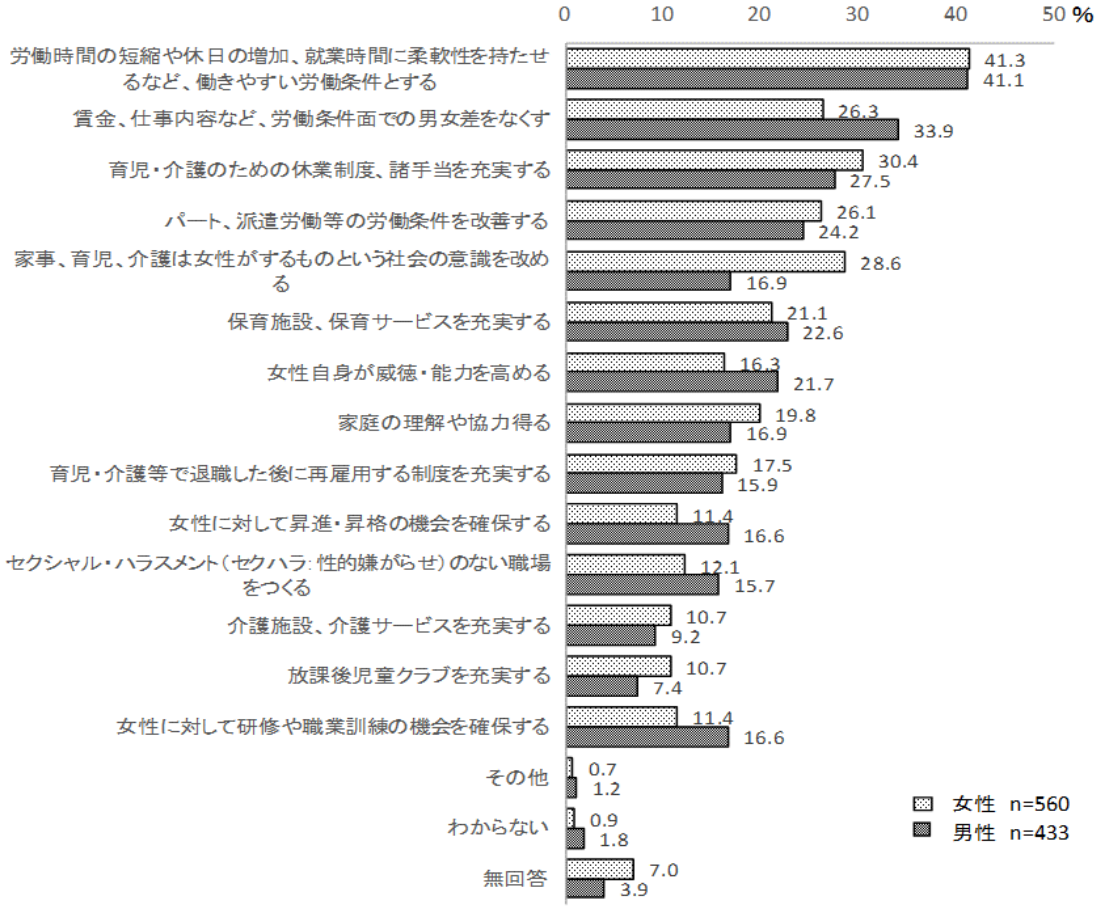

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

「労働時間の短縮や休日の増加、就業時間に柔軟性を持たせるなど、働きやすい労働環境とする」は、女性と男性の割合がほぼ同じである。一方、女性が男性を大きく上回るのは「家事、育児、介護は女性がするものという社会の意識を改める」、反対に、男性が女性を大きく上回るのが「賃金、仕事内容など、労働条件面での男女差をなくす」となっている。

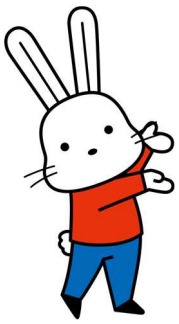

基本的施策（１）　雇用環境の整備と働き方の見直し

女性活躍推進のための企業などの取組みが進められてきましたが、男女間の格差はいまだ解消されていない状況があります。女性にとっても男性とっても働きやすい雇用環境の改善や働き方の見直しを進めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 事業主に対する働き方改革関連法等の情報提供【再掲】	関係機関等と連携し、女性活躍推進法や働き方改革関連法等についての情報を提供します。	男女共同参画センター・産業雇用政策課
② 事業主に対する意識啓発【再掲】	雇用の場における男女平等や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、イクボスの養成及び男性の育児休暇取得を推進するため、事業主等を対象にした広報や講演会を開催します。	男女共同参画センター
	女性の雇用環境の改善と女性就労者の雇用を促進するため、事業主等に対する女性活躍セミナーを実施します。	産業雇用政策課
③ 労働条件等実態調査の実施【再掲】	市内民間企業に対し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査します。	
④ 働く女性応援企業認証事業【再掲】	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりを進めます。	
⑤ 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供【再掲】	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	
⑥ 事業主等に対する啓発活動の推進【再掲】	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携して関係法令などの啓発活動を実施します。	
⑦ 職業相談事業の充実【再掲】	ハローワーク福島等と協力し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図ります。	
⑧ 起業に関する情報提供【再掲】	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供します。	商工業振興課
⑨ 女性創業者に対する支援【再掲】	創業融資を受けた際の利子2年間全額補助します。	

基本的施策（２）　多様な働き方への支援

女性にとっても男性とっても働きやすく、活躍できる職場となるよう多様で柔軟な働き方への意識啓発や制度の周知を図ります。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 女性起業の促進【再掲】	女性が起業するきっかけづくりとなる講座や情報提供などを行います。	男女共同参画センター
② 多様で柔軟な働き方への意識啓発	多様で柔軟な働き方を進める企業の先進的な取組みを紹介します。	
	各企業の取組みを共有し、女性がさらに活躍できるために必要と思われる仕組みや制度について提案する講座を開催します。	
③ 事業主等に対する啓発活動の推進【再掲】	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携して関係法令などの啓発活動を実施します。	産業雇用政策課
④ 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供【再掲】	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	
⑤ 起業に関する情報提供【再掲】	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供します。	商工業振興課

働く女性を応援する企業を認証しています！
～ 福島市働く女性応援企業認証事業 ～

本市では、女性の雇用継続、職域拡大、管理職への登用、働きやすい職場環境づくりの取り組みを積極的に行う中小企業を認証する事業として「福島市働く女性応援企業認証事業」を実施しています。

＜対象企業＞
福島市内に本社または主たる事務所があり、市内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する以下に該当する法人（国および地方公共団体を除く。）
（1）常用雇用労働者数３００人以下であること。
（2）雇用保険適用事業所であること。
（3）市税を滞納していないこと。

＜認証の要件＞
以下の取り組みのうち、基準を満たす企業を認証する要件とします。
（1）労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代法の関係法令に基づく就業規則を整備し、必要な措置が行われていること。
（2）女性の活躍できる職場づくりに関する取り組みが行われていること。
（3）仕事と家庭が両立できる職場づくりに関する取り組みが行われていること。
（4）働きやすい職場環境づくりをなどの独自の取り組みをしていること。

出典：福島市商工観光部産業雇用政策課

基本目標Ⅳ　人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり

SDGs目標5 ターゲット5.2　あらゆる形態の暴力排除
SDGs目標5 ターゲット5.6　性と生殖に関する健康・権利への普遍的アクセスの確保

「すべての国民は個人として尊重され、法の下に平等である。」この日本国憲法の下、人権尊重を基盤とした男女共同参画を推進してきましたが、意識調査の結果では、ＤＶやパワハラ等の被害を「自分が受けた」「身近で見聞きした」という割合を合わせると３割を超え、被害者の半数はどこにも相談しない状況です。あらゆる暴力やハラスメントは重大な人権侵害であり、誰もが安心して、安全に暮らせる社会への取組みがさらに必要です。

人生１００年時代において、全ての市民にとって健康が人生の基盤です。誰もが生涯を通じて健康を維持できるための取組みが重要です。特に女性は、年代により心身の状況が大きく変化するため、それぞれの年代に応じた健康保持の支援を進めます。

また、多様性を認めあう偏見や差別のない社会のためには、性的少数者をはじめとする多様なあり方への正しい知識を身につけ、理解を深める意識啓発に努めるとともに、生きづらさや困難に直面している当事者への支援を行います。

誰もがお互いに人権を尊重し、対等なパートナーとして誰ひとり取り残されることのない社会（ＳＤＧｓ）、偏見や差別、あらゆる暴力の無い多様性を認めあう社会（ダイバーシティ）、また、人生１００年時代において誰もが生涯を通じて健康を維持しながら安心して暮らせる社会づくりに努めます。

● 人権侵害に関する認識と被害状況

（問. あなたは、次のような人権侵害を受けたり、身近で見聞きしたことはありますか。 ）

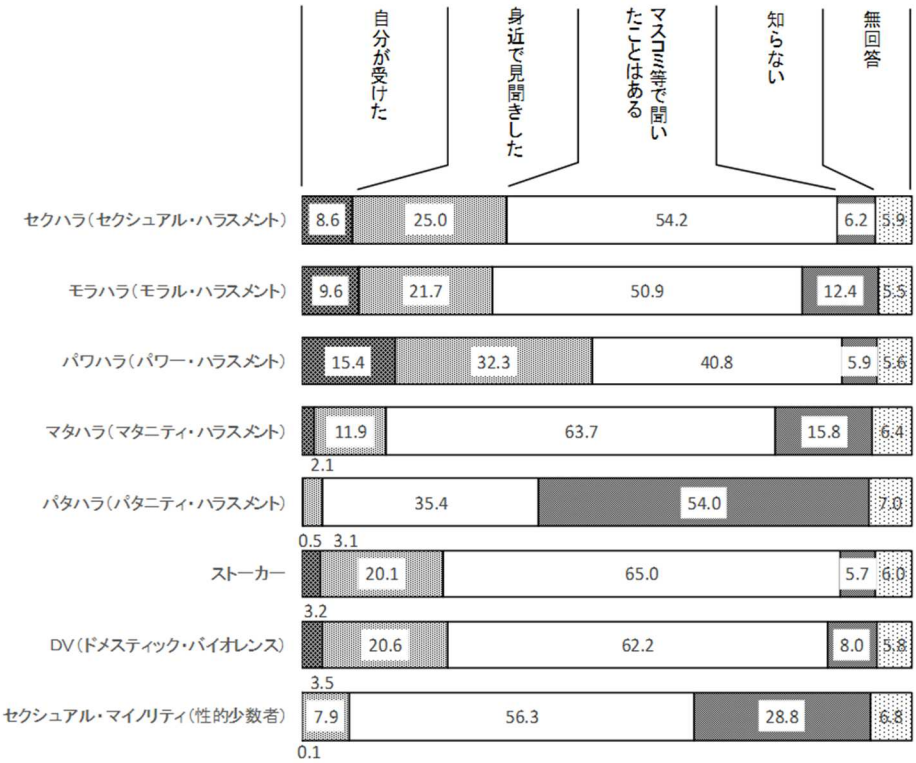

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

施策の方向性 1　配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

ＤＶ防止法　市町村基本計画

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの暴力（ＤＶ）や、他者の尊厳や人格を傷つけるあらゆるハラスメントは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、児童、障がいのある方、高齢者や患者などに繰り返して行われる場合も同様です。

身体的暴力のほか、精神的なものや経済的なものなどさまざまな形態の暴力があり、被害を受けた方は心身に大きな傷を残しますが、外部からの発見が困難な家庭内や個人的関係において行われることも多く、被害者自身が気づきにくい場合や伝えることが困難な場合もあり、被害が潜在化、深刻化しやすい傾向があります。また、新型コロナウイルス感染症に伴う不安やストレスからの増加や深刻化、インターネット上の書き込みによる誹謗中傷も懸念されます。

この様なことは決して許されるものではなく、相談窓口の周知や被害者支援体制の充実など行政や関係機関のみならず、市民一人ひとりが、これらの行為が重大な人権侵害にあたることを理解し、暴力を許さない社会の形成のための取組みを一層進める必要があります。

● 【内訳】ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）に関する認識と被害状況

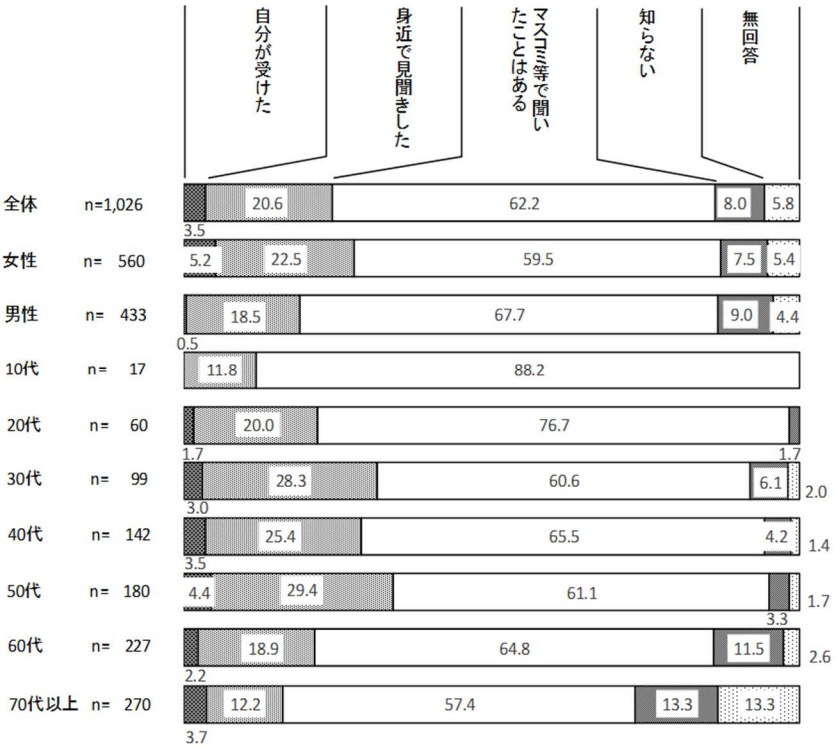

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

● 人権侵害を受けた方の相談状況

（問. あなたは人権侵害を受けたとき、そのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。）

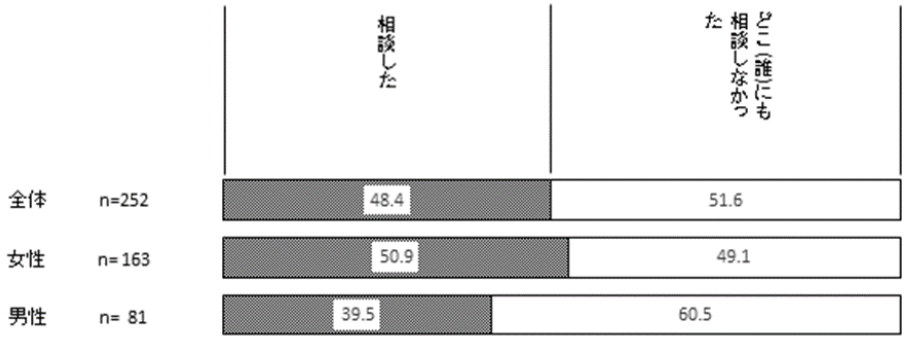

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

● どこ（誰）にも相談しなかった理由【複数回答】

（問.（相談しなかった方に対して）どこ（誰）にも相談しなかった、できなかった理由は何ですか。）

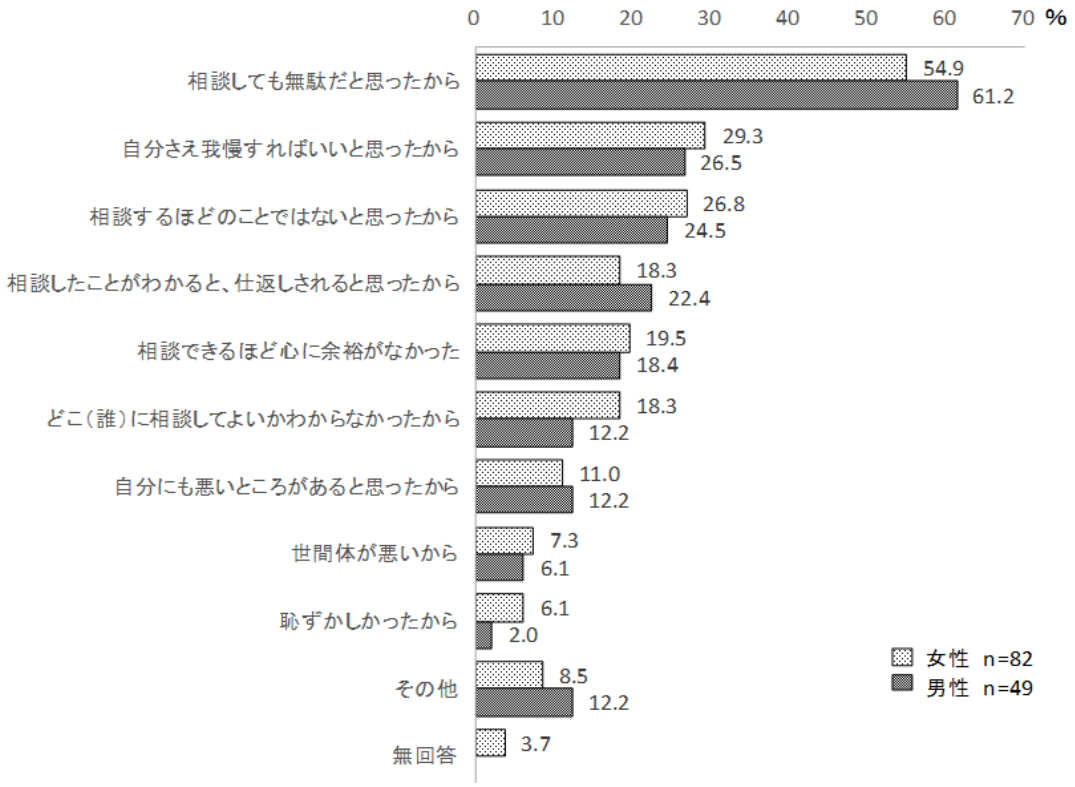

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

「相談しても無駄だと思ったから」は、男性（６１．２％）が女性（５４．９％）を６．３ポイント上回る。
一方、「自分さえ我慢すればいいと思ったから」と「相談するほどのことではないと思ったから」は、ともに女性の割合が男性よりわずかに多く、「相談したことがわかると、仕返しされると思ったから」は、男性の方が女性より多い。

基本的施策（１）　ＤＶやハラスメント等の防止に向けた意識啓発

ＤＶやハラスメントは重大な人権侵害です。人権尊重の意識啓発事業やＤＶ・ハラスメント防止のための事業を実施するとともに、関係機関との連携を強化し暴力を許さない社会形成のための取組みを進めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① DVやハラスメント等の調査の実施及び結果の公表	DVやハラスメント等の実態調査を行い、結果を公表します。	男女共同参画センター
② DVやハラスメント等に関する情報提供	DVやハラスメント等は人権を侵害する行為であることの認識を深めるとともに、防止のための情報を提供します。	
③「人権と平和展」の開催	あらゆる暴力などの人権侵害の根絶と人権思想の普及、平和の大切さの再認識を目指します。	
④ 人権の花運動	小学生に対して花苗等の贈呈を行い、お互いに協力して花を育てることで思いやりの心や人権尊重についての理解を深めます。	
⑤ 障がい者虐待防止推進事業	障害者虐待防止センター事業の積極的な推進を図るとともに、虐待防止に向けた広報活動のほか、地域住民及び地域団体、学校・医療機関・警察などの関係機関との連携を図ります。	障がい福祉課
⑥ 高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止を推進するため、地域包括支援センターをはじめ住民組織、警察などの関係機関との連携を強化します。	長寿福祉課
⑦ 児童虐待防止推進事業	虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会を通して、学校・医療機関・警察等の関係機関との連携を図るほか、講演会の実施、パンフレットの配布など虐待防止に向けた啓発活動を実施します。	こども家庭課

ＤＶやハラスメントは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。ＤＶは、被害者を女性に限定してはいませんが、配偶者等からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。また、ＤＶと児童虐待は家庭内で同時に発生している場合があります。子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうことは子どもへの心理的虐待にあたります。自分もＤＶを受けているかもしれないと思ったら、一人で悩まずに相談してください。

ＤＶの例
- 身体的暴力
  平手でうつ、げんこつで殴る、足でける　など
- 精神的暴力
  大声でどなる、子どもに危害を加えると言っておどす、実家や友人とつきあうのを制限する　など
- 性的暴力
  性行為を強要する、避妊に協力しない　など
- 経済的暴力
  生活費を渡さない、勝手に借金を作り返済を強要する　など

児童虐待の例
- 身体的虐待
  殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる　など
- 性的虐待
  子どもへの性行為、ポルノグラフィの被写体にする　など
- ネグレクト
  食事を与えない、子どもに関心を持たず育児を放棄する　など
- 心理的虐待
  言葉による脅しや無視、子どもの前で家族に暴力を振るう（ＤＶ）　など

基本的施策（２）　相談･支援体制の充実

被害者が相談しやすいよう、相談窓口の広報を強化するとともに、被害者の自立支援に関する制度の周知を行います。また、関係機関と連携し自立に必要な指導・支援を行います。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 人権相談及び広報活動	市民の人権を擁護し、人権思想の普及を図るため相談所の開設や広報を行います。	男女共同参画センター
② 女性相談事業	女性相談員を配置し配偶者からの暴力、夫婦関係などの相談に応じ、福祉の増進に努め、関係機関と連携し、自立が図られるよう必要な指導を行うとともに健全な生活を支援します。	男女共同参画センター・こども家庭課
③ 子ども家庭総合支援拠点事業	子ども家庭総合支援拠点において受付けた相談を福祉･保健･医療･教育等の関係機関と連携しながら問題解決が図られるよう支援します。	こども家庭課
④ 障がい児･者相談支援事業	ふくしま基幹相談支援センターによる総合相談及び相談支援事業所による障がい種別に対応した相談･支援の実施による福祉サービスの利用に向けた援助などを行います。	障がい福祉課
⑤ 高齢者窓口相談支援事業	高齢者や家族等の相談に応じるため、地域包括支援センター等の相談機能を充実します。	長寿福祉課
⑥ DV被害者の市営住宅への入居緩和	DV被害者の自立を支援するため、市営住宅入居時の緩和措置を実施します。	住宅政策課

国をはじめ、福島県や福島市でも暴力被害を最小限に抑えられるように相談窓口を設けています。

＜主な相談先＞

分野	相談先	
女性・ＤＶ	内閣府 男女共同参画局「ＤＶ相談ナビ」	＃8008
	法務省 人権擁護局「女性の人権ホットライン」	0570-070-810
	福島県 女性のための相談支援センター	024-522-1010
	福島県 男女共生センター	0243-23-8320
	福島県 県北保健福祉事務所	024-534-4118
	福島県 福島県警「性犯罪被害１１０番」	0120-503-732
	福島市 こども家庭課「女性相談」	024-525-3780
人権	法務省 人権擁護局「みんなの人権１１０番」	0570-003-110
	法務省 福島地方法務局 「人権相談」	024-534-1994
外国人	公益財団法人 福島県国際交流協会	024-524-1316
	福島市 定住交流課「外国人生活相談窓口」	024-525-3739
生活全般	福島県 男女共生センター	0243-23-8320

施策の方向性 2　生涯にわたる健康支援

人生１００年時代において、全ての市民にとって健康が人生の基盤です。本市では、健康寿命を延伸し、地域で健やかに暮らせる「健都ふくしま」の実現を目指し取り組んでいますが、特に女性は、年代により心身の状況が大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(※１)」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が重要です。

また、新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱える方への寄り添った支援、特に妊産婦が安心して出産や育児ができるような支援も重要となります。

男女が互いの性差に応じた健康について理解を深め、生涯を通じて健康を維持するための取組みが重要です。平均寿命・健康寿命が延び人生１００年時代に向け、心身及びその健康について主体的に行動し、知識が得られるよう啓発に努め、それぞれの年代での予防や支援事業を進めます。

● 主な死因別人口１０万人当たりの死亡者数

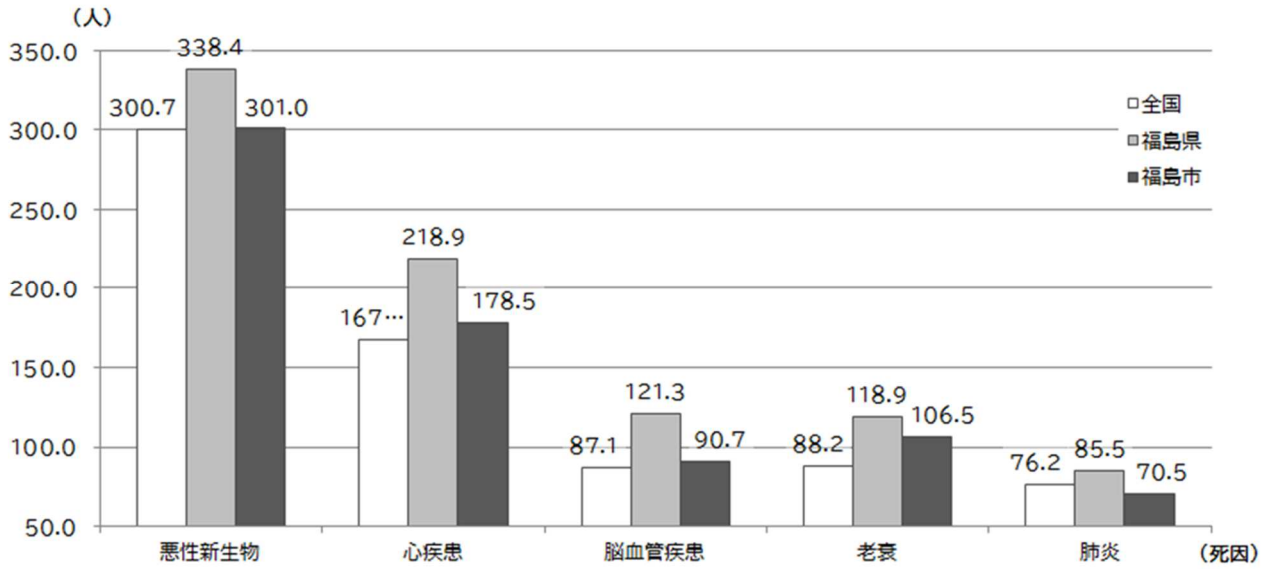

資料：福島県保健福祉部「人口動態統計（確定数）」　平成30年

(※1)リプロダクティブ・ヘルス／ライツ
男女対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康及びその権利をいう。

基本的施策（１）　生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援

健康寿命が延び人生１００年時代に向けて、健康についての意識啓発や情報の提供を行います。また、それぞれの年代での予防や支援事業を進めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 高齢者介護予防事業	高齢者の自己健康管理能力を高め健康長寿を支援するため、介護予防事業を実施します。	長寿福祉課
② 放射線健康管理事業	市民の放射線による健康影響の不安の軽減を図ります。 ・放射線と市民の健康講座 ・外部被ばく検査 ・内部被ばく検査 ・検査結果に基づく個別相談	保健総務課
③ 成人保健事業	各種健康診査及び事後指導を実施します。 ・各種がん検診・成人歯科検診 ・骨粗鬆症検診・結核検診 ・国保特定健診・後期高齢者健診 ・国保特定保健指導・各種検診事後フォロー（訪問・電話）	保健予防課
④ 健都ふくしま創造事業	健康で安心して暮らせる感染症にも強いまち「健都ふくしま」の実現をめざし、3本柱「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」「地域の健康づくり」「職場の健康づくり」に取り組みます。 ・健都ふくしま創造市民会議 ・各種推進委員会 ・ふくしまし健康づくりプランに基づく生涯にわたる健康づくりのための各種健康教育（出前講座）、個別健康・栄養相談事業など ・市民一人ひとりが自ら新型コロナウイルスなどの感染予防に取り組むための正しい知識の普及啓発	健康推進課
⑤ 子育て世代包括支援センター事業【再掲】	安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう、関係機関等との連携を図りながら切れ目なく支援します。 ・妊娠届出時面接相談 ・妊産婦訪問等による相談支援 ・産後ケア事業 ・産前産後サポート事業	こども家庭課
⑥ 母子保健事業	妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図ります。 ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・母子健康相談・教育 ライフサイクルにあわせた女性の健康教育、相談を実施します。 ・生涯を通じた女性の健康支援事業	こども家庭課
	・こんにちは赤ちゃん事業 概ね4ヵ月までの全ての乳児のいる家庭を保健師、助産師、こんにちは赤ちゃん応援隊等が訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境の定着を図ります。	健康推進課

施策の方向性 3　多様性尊重の推進

日本国憲法は、「すべての国民は、個人として尊重され、法の下に平等である。」と定めており、男女共同参画社会の実現のためには、人権の尊重はきわめて重要です。価値観の多様化や国際化が進む中で、世代や性別、障がいの有無、国籍、性的指向、性自認など、お互いの違いを認めあい、全ての人がかけがえのない存在として、一人ひとりの人権が尊重されなければなりません。偏見や差別がなく、多様性を理解し認めあうための意識啓発に努めます。また、困難を抱える方々への安心な暮らしに向けての支援を行います。

● 男性、女性に関しての考え方や気持ち

（問. 次のことについて、あなたの考えやお気持ちにもっとも近いものはどれですか ）

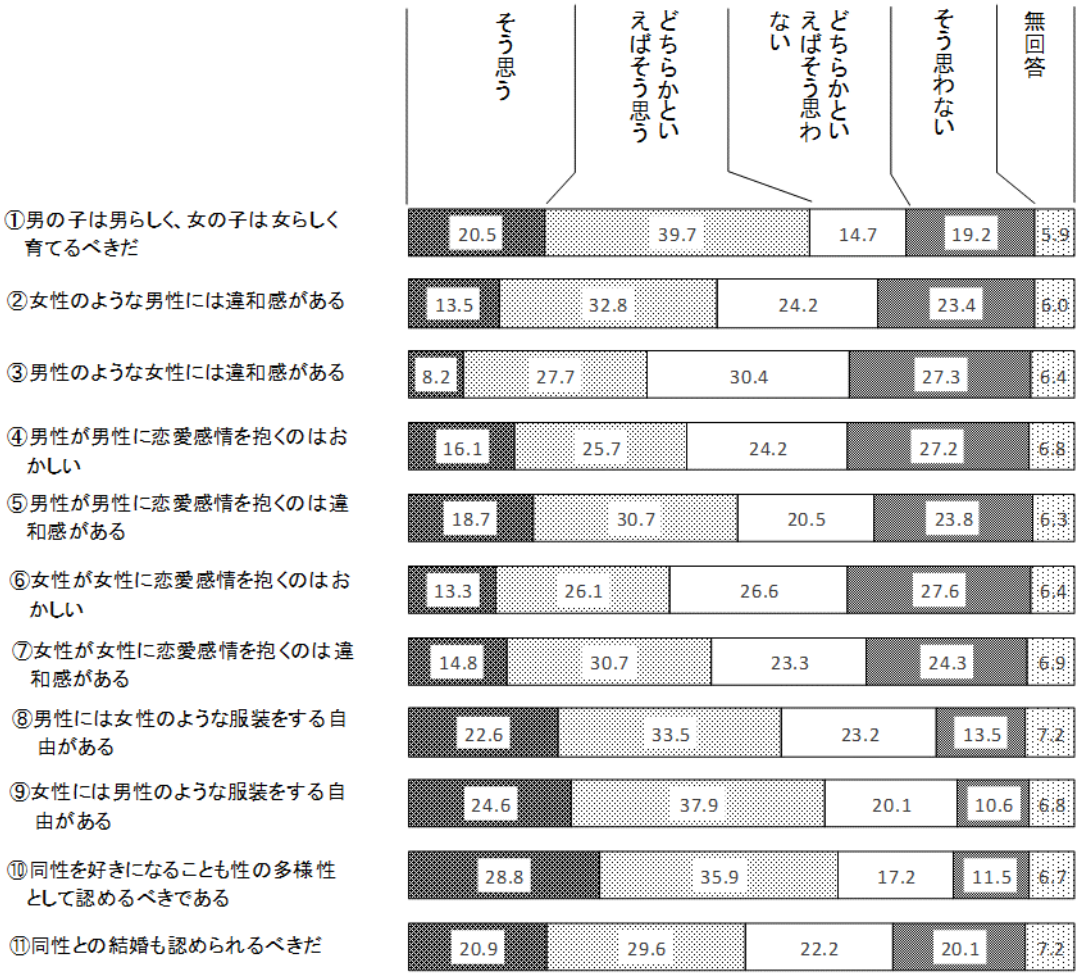

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

● 人権に関する言葉と意味の認知度

（問.次の言葉と意味について知っていますか。）

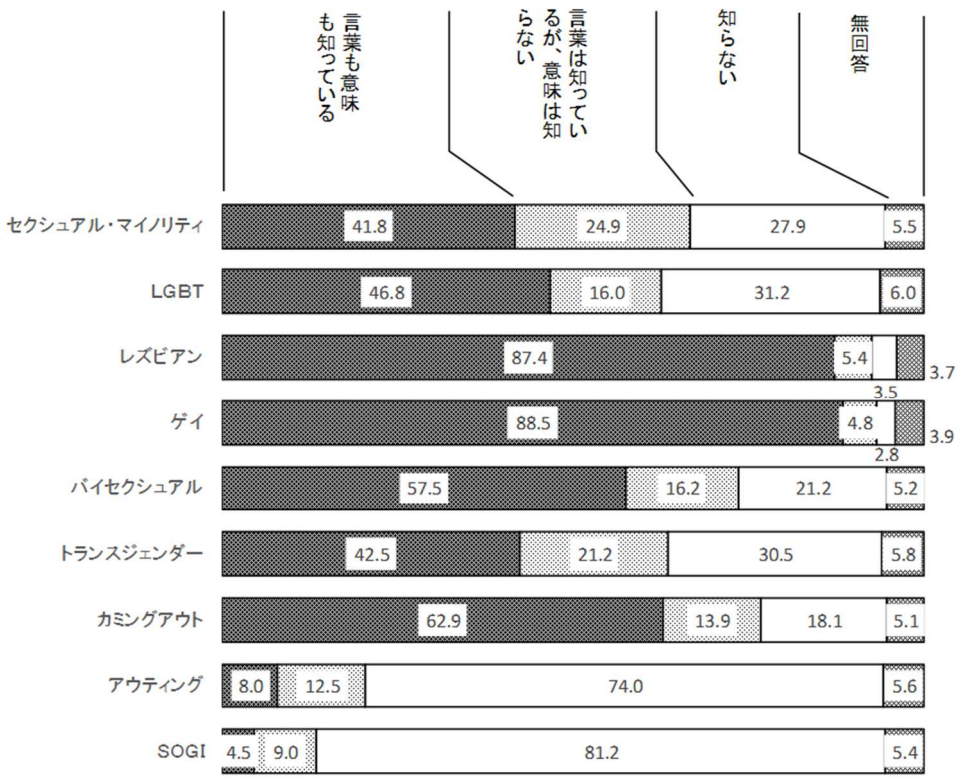

1　セクシュアル・マイノリティ	ＬＧＢＴＱともいい、 ・自分の性別と同じ人を恋愛対象にする人 ・異性だけでなく、自分の性別とおなじ人も恋愛対象にする人 ・「身体の性」と「心の性」との間に食い違いがあり、自分の性別に違和感を持っていたり、異なった性別で生活したいと考えている人などです。 性的少数者の方々の中には、日常生活や現在の社会制度にさまざまな精神的苦痛を感じ、生きづらいと思っている方々もいます。
2　ＬＧＢＴ	レズビアン（Ｌ）、ゲイ（Ｇ）、バイセクシュアル（Ｂ）、トランスジェンダー（Ｔ）の頭文字を合わせた言葉で、性的少数者全体といいます。
3　レズビアン	女性の同性愛者（心の性が女性で恋愛対象も女性）
4　ゲイ	男性の同性愛者（心の性が男性で恋愛対象も男性）
5　バイセクシュアル	両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）
6　トランスジェンダー	「身体の性」は男性でも「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人といいます。
7　カミングアウト	ＬＧＢＴであることを告白することをいいます。
8　アウティング	本人の許可なく、性的少数者であることを他人に暴露することをいいます。
9　ＳＯＧＩ	性的指向と性自認の略で、異性愛者を含むすべてのセクシャリティ（性的特質）を表す言葉です。

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

● 福島市に居住する外国人の推移

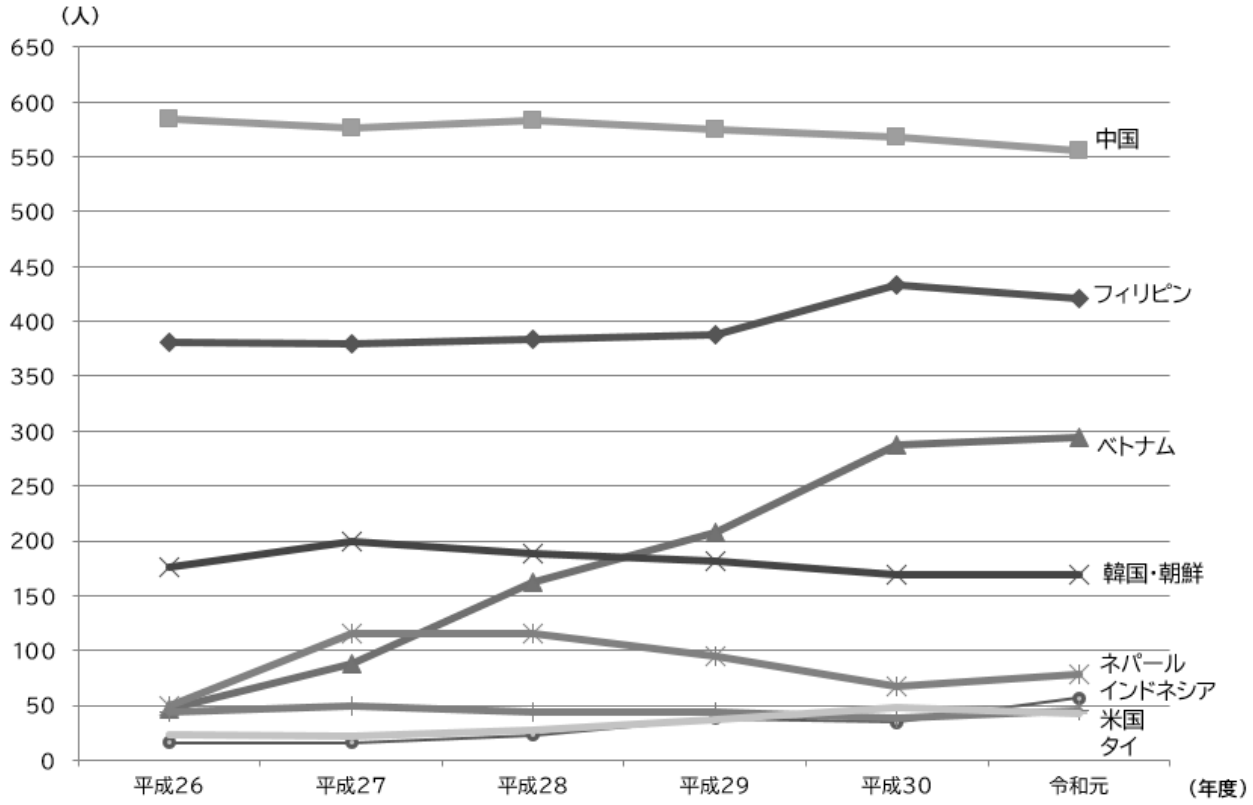

資料：福島市作成「国籍別人員調査月報」　各年１０月末日時点

外国人との共生社会推進
～ 多文化共生のまち福島推進指針 ～

「多文化共生のまち福島推進指針」は、国籍や文化などの違いを互いに認め合い、一人ひとりの多様性を尊重する「心のバリアフリー」の理念のもと、それぞれ自立しながら協力し合って活力あるまりづくりを進めるため定めたものです。
また、この指針に基づき、社会全体でアクションを起こし、多文化共生社会の推進に一丸となって取り組むため、次のアクションガイドも定めました。

＜多文化共生のまち福島　推進アクションガイド＞
市民や事業者など、それぞれの立場で主体的に取り組むための具体的な行動基準を示したもので、“市民一人ひとりがお互いに認め合う、多様性を尊重したまち”となることを目指して、すべての市民、企業、団体、関係機関のみなさんとともに取り組むこととしています。

Action１　ともに地域社会の一員として、思いやりの気持ちをもって相手の文化を理解し、尊重し合いましょう。
Action２　誰でも不安なく暮らせるように、わかりやすく情報を提供しましょう。
Action３　誰でも自分の考えを正しく伝え合える社会にしましょう。
Action４　誰にとっても安全で安心できる生活環境をつくりましょう。
Action５　世界に誇れる誰にでもやさしいまちになるように、みんなで協力して取り組みましょう。

出典：市民・文化スポーツ部定住交流課

基本的施策（１）　人権尊重の視点に立った多様性理解のための意識啓発

価値観の多様化や国際化が進む中、世代や性別、障がいの有無、国籍、性的指向、性自認などお互いの違いを認めあい、一人ひとりの人権が尊重されなければなりません。差別や偏見のない多様性を理解しあうための講座やイベントを開催します。また、バリアフリー(※１)の推進に努めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① バリアフリーの推進 ※バリアフリー推進パッケージ	多文化共生(※2)に関する知識や異文化理解の向上を図るため、異文化理解講座や国際交流イベントを開催します。	定住交流課
	バリアフリーの推進のために、心のバリアフリー講座や、バリアフリー推進パートナーへの参加促進を行います。	地域福祉課
	市民に聴覚障がい者及び手話に対する理解や手話の普及促進を図るとともに、ヘルプマークの普及啓発等を通じて心のバリアフリーを育みます。 ・手話通訳者の配置、派遣 ・手話出前講座の実施 ・ヘルプマークの普及	障がい福祉課
	ユニバーサルデザイン(※3)を取り入れた道路や施設のバリアフリー化に努め、安全で安心して利用できる身近な生活環境づくりを推進します。 ・高齢者住宅改修助成事業 ・点字ブロック整備	長寿福祉課・道路保全課
	バリアフリーのまちづくりの基本的な方針を定めるバリアフリーマスタープランを策定し、官民が一体となって「誰にでもやさしいまち　ふくしま」の実現を目指します。	地域福祉課・交通政策課

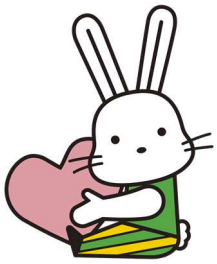

(※１)**バリアフリー**
障がいのある方や高齢者などが、生活や行動をする上で妨げとなる障壁(バリア)を社会、街、施設、道路、住宅、人々の意識から取り除くこと

(※２)**多文化共生**
国籍の違いや互いの言語・文化・習慣そして価値観があることを市民一人一人がお互いに認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の一員として共に暮らしていくこと

(※３)**ユニバーサルデザイン**
あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

基本的施策（２）　性の多様性に関する理解促進

性的少数者（ＬＧＢＴ）の方は、周囲の無理解や偏見等のために様々な困難を抱え生活しづらい状況にあります。性の多様性についての理解を深めるための啓発や市役所職員への研修を実施します。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 性の多様性を尊重する行政サービスの実施	各種申請書等の性別欄を見直します。	総務課・男女共同参画センター
	市職員への研修を実施します。	人事課・男女共同参画センター
② 性の多様性についての理解を深めるための啓発活動の実施	理解を深めるためのセミナーや講座を開催します。	男女共同参画センター
	学校等での人権尊重教育（性の多様性を含めた）に努めます。	学校教育課

基本的施策（３）　多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

様々な生活上の困難を抱える人々が安心して暮らしていけるよう、それぞれの困難に応じた支援を行います。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 外国人等への日本語教育の充実	在住外国人や海外にルーツを持つ児童生徒に対して、日本語習得のための支援を行います。	定住交流課
② 外国人等へのコミュニティづくり等の支援	在住外国人等のコミュニティづくりやネットワーク化を支援します。	
③ 外国人等への情報の多言語化の推進	行政サービス・生活情報の多言語化を進めます。	
④ ひとり親家庭支援事業【再掲】	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。	地域福祉課
	ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。	こども政策課
	ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付を実施し、経済的自立や児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
	ひとり親家庭等に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施します。	
	母子家庭の福祉対策として母子生活支援施設への入所支援を実施し、自立支援計画の作成などにより、施設と連携し入所母子を支援します。	
⑤ 困難を抱える世帯への求職活動支援	病気や失業など様々な理由により生活に困窮する方を対象として、生活相談支援窓口とハローワークが一緒に求職活動を支援します。	生活福祉課
	児童扶養手当を受給している方や病気や失業など様々な理由により生活に困窮する方を対象として生活相談支援窓口とハローワークが一緒に求職活動を支援します。	

第４章　計画の推進

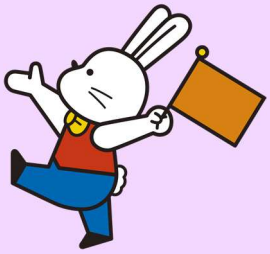

計画の推進

本計画の取組みをより実効性のあるものとし、男女共同参画社会づくりを全市的な広がりとしていくために、一人でも多くの市民に本計画を理解していただき、市民の皆さんや様々な団体をはじめ、国・県・近隣市町村などと積極的に連携を図り推進していきます。

また、本市職員も一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、事業計画の段階から共創(※１)による男女共同参画の視点を持って施策をすすめるとともに、庁内における推進体制の充実を図り、この計画に基づく施策の進捗状況を把握して点検・評価を行い進行管理に努め、その状況を公表します。

方針 1　推進体制の充実

（１）庁内組織

庁内の横断的組織である「福島市男女共同参画推進本部」により男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、年次計画書及び報告書を作成して事業状況の把握と検証に努めます。検証結果については、報告書やホームページ等を通じて毎年度公表します。

また、一人ひとりの職員が男女共同参画の視点を持って業務を遂行することが重要ですので、各所属に男女共同参画の中心的な役割を果たす「男女共同参画アドバイザー」を設置し、男女共同参画に関する研修などを行って積極的な推進に取り組みます。

（２）福島市男女共同参画審議会

市民の意見を反映させ、男女共同参画の推進に関する施策を調査審議するため、市民や有識者で構成する「福島市男女共同参画審議会」を定期的に開催します。

(※１)**共創**
これまでの「協働」を基本としつつ、その考え方をさらに進化させ、世代や性別等を問わず市民一人ひとり、団体、企業、大学、地域、行政等の多様な主体がお互いの立場を理解し合い、気さくで自由な関係のもと、目標設定の段階から連携し、解決しなくてはならない「地域の課題」を把握・共有するとともに、異なる視点や価値観のもと多方面から意見を出し合いながら解決策の検討を行う。そして、それぞれの特徴を生かしながら積極的に課題解決に向けて実践的な取り組みを展開することにより、地域としての新たな魅力や価値を共に創り上げていくこと。

方針 2　市民や団体等との連携・共創

（１）市民参画と共創

男女共同参画に関する市民意識調査を定期的に実施し、市民の意識と実態の把握に努め、結果を公表します。

また、市民が編集委員となって作成する情報紙「さんかくＢｏｏｋ」の発行やセミナー等の開催、意識啓発活動など様々な取り組みについて市民との共創のもとに行います。

（２）団体等との連携

より多くの市民や団体が男女共同参画社会の理念を理解して実践していくために、学習の機会及び場の提供などの支援や、それぞれの分野で実践活動を進める指導的人材の養成にも努めます。

また、国･県･関係機関に対しては計画の推進上必要な事項についての要請を行い、近隣市町村や様々な団体も含めて積極的に連携や交流を図り、情報収集に努めながら施策を推進します。

方針 3　活動拠点

男女共同参画社会の実現に向け、情報の提供、男女共同参画を推進するグループ等市民のための主体的活動の場の提供、相談事業、各種講座の開催など多様な機能を持つ活動の拠点として男女共同参画センターの充実を図ります。

（１）センターの機能充実と関係機関との連携

男女共同参画社会の実現のための拠点施設となる男女共同参画センターの機能を充実し、関係機関･団体と連携しながら、各種事業を展開します。

資料編

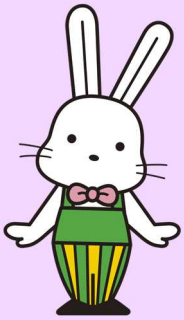

福島市男女共同参画推進条例

平成十四年十二月二十七日 条例第二十八号

目次

前文
第一章　総則（第一条ー第八条）
第二章　基本的施策等（第九条ー第十二条）
第三章　福島市男女共同参画審議会（第十三条ー第十五条）
第四章　雑則（第十六条）
附則

男女は、すべて人として平等な存在であり、男女の人権は尊重されなければならない。

そして、個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法の下、また、女性に対するあらゆる差別撤廃に関する条約を基本とした国際的な連携の中、男女の実質的な平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。

しかしながら、いまだに性別役割分業意識が根強く残り、その意識に基づく社会の制度や慣行において多くの課題が残されている。

福島市においても、人間尊重のまちづくりを基本理念に、男女平等の実現に向けて取り組んできたが、女性の就業率が全国平均より高く、出産育児により就業を中断する女性の割合は全国平均を下回っていることや、農業をはじめとした自営業に主体的にかかわる女性の割合が多いにもかかわらず、企業方針の決定や政策の決定において、その割合に比べて女性の参画が進んでいない。

このような状況に加え、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化、国際化及び情報化の急速な進展により、家族形態の多様化、就労状況等が大きく変化する時代を迎える中、心豊かにいきいきと暮らせる美しい元気な福島を築くことを目指し、男女が性別にとらわれることなく、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を形成することが、ますます重要となっている。

ここに、すべての市民が、男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、基本理念を明らかにし、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するために、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 事業者　市内において事業を行う営利法人、公益法人、農業、商工業等の個人事業主、特定非営利活動法人、自治会等をいう。

三 ジェンダー　生物学的又は生理学的な性差と異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われ、形成されてきた性差をいう。

四 ジェンダー・フリー　人々の行動又は生き方を、ジェンダーによって枠にはめることなく、男女が共に多様な生き方を許容する社会をつくろうという考え方をいう。

五 リプロダクティブ・ヘルス及びリプロダクティブ・ライツ　男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康及びその権利をいう。
六 セクシュアル・ハラスメント　性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
七 ドメスティック・バイオレンス　配偶者、恋人等の身近な異性から受ける肉体的、性的、精神的又は経済的な暴力をいう。
八 ポジティブ・アクション　第一号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担を反映した、社会における制度又は慣行をなくし、ジェンダー・フリーの実現に努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。
3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動を円滑に行うことができるよう配慮されることを旨として、行われなければならない。
5 男女共同参画の推進は、リプロダクティブ・ヘルス及びリプロダクティブ・ライツが確立されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
6 男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

（市の責務）

第四条 市は、前条各項に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。
2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第五条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備を積極的に進めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止等）

第七条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害及び直接的であるか間接的であるかを問わず差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第八条 何人も、公衆に表示する情報において、過度の性的表現及び男女の役割を固定的にとらえた表現並びに男女間における暴力的行為を助長させる表現を行わないよう努めなければならない。

第二章　基本的施策等

（基本計画）

第九条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、広く市民の意見を取り入れることと併せて福島市男女共同参画審議会による調査、研究及び意見を十分反映させなければならない。

3 市長は、基本計画を広く市民に公表するとともに、毎年、実施計画書及び実施状況報告書についても公表しなければならない。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（基本的施策）

第十条 市は、男女共同参画の推進のため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

一 男女共同参画の推進に関する広報活動を充実し、市民及び事業者の理解を深めるよう努める。

二 幼児期からの学習及び義務教育の場においてジェンダー・フリーをはじめとする男女共同参画の概念について理解が深められるよう努める。

三 男女共同参画の推進に関して、人材を育成し、啓発をはじめとする各種事業において広くその人材を活用し、地域の指導者としての活動を支援するよう努める。

四 農業をはじめとした家族経営による自営業に従事する男女に対し、男女共同参画の推進に必要な情報の提供その他の支援をするよう努める。

五 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、ポジティブ・アクションによりその状態を是正し、及び解消するよう努める。

六 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないよう努め、市長その他の執行機関の関係する団体の役員等についても、男女のいずれか一方の役員等の数は、役員等の総数の十分の四未満とならないように協力を求める。

七 男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査及び研究並びに情報の収集及び分析をし、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の支援をするよう努める。

（苦情の処理等）

第十一条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民及び事業者からの苦情を適切に処理するために必要な措置を講ずるものとする。

２ 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して市民及び事業者から相談の申出があったときは、他の行政機関と連携し必要な措置を講ずるものとする。

（拠点施設）

第十二条 市は、男女共同参画を推進するとともに、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、総合的な拠点施設を設置するものとする。

第三章　福島市男女共同参画審議会

（設置及び権限）

第十三条 男女共同参画の推進のため、市長の附属機関として福島市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

２ 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。

３ 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、市長に対して意見を述べることができる。

（組織）

第十四条 審議会は、委員十二人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。

２ 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市長が適当と認める者のうち一部を公募するものとする。

３ 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４ 委員は、再任されることができる。

（委任）

第十五条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章　雑則

（委任）

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

福島市男女共同参画審議会規則

平成十五年三月二十八日　規則第十三号
改正　平成一五年六月二七日　　規則第五七号

（趣旨）

第一条　この規則は、福島市男女共同参画推進条例（平成十四年条例第二十八号）第十五条の規定に基づき、福島市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第二条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第三条　審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

２　会長は、審議会の会議の議長となる。

３　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　審議会の審議は、公開とする。ただし、個人の人権の侵害に関する事項に係る審議は、非公開とする。

（庶務）

第四条　審議会の庶務は、総務部男女共同参画センターにおいて処理する。

（委任）

第五条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則（平成一五年規則第五七号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

福島市男女共同参画推進本部設置要綱

（設置）

第１条 本市における男女共同参画を総合的、効果的に推進するため、福島市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（組織）

第２条 本部は、別表１に掲げる者をもって構成する。

２ 本部には本部長及び副本部長を置く。

３ 本部長には市長をもって充て、副本部長には副市長をもって充てる。

（所掌事項）

第３条 本部においては、次の各号に掲げる事項を協議する。

（１）男女共同参画の総合的企画立案及び連絡調整に関すること。

（２）男女共同参画計画の推進に関すること。

（３）男女共同参画の総合的調査、啓発及び広報に関すること。

（幹事会）

第４条 本部会に幹事会を置く。

２ 幹事会の幹事は、別表２に掲げる者をもって充てる。幹事長は総務部次長の職にある者をもって充て、副幹事長は総務部男女共同参画センター所長の職にある者をもって充てる。

（幹事会の所掌事項）

第５条 幹事会は、本部長の命により、調査又は研究にあたる。

２ 幹事長は、前項の規定により、調査又は研究した事項について、本部長に報告しなければならない。

（招集）

第６条 本部会議は本部長が招集し、幹事会議は幹事長が招集する。

（庶務）

第７条 本部の庶務は、総務部男女共同参画センターにおいて処理する。

（補則）

第８条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

（附則）

１ この要綱は、平成３年５月３０日から施行する。

２ 福島市婦人行政庁内連絡会設置要綱（平成元年５月２５日施行）は、廃止する。

３ この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

４ この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

５ この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

６ この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

７ この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

８ この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

９ この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

10 この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

11 この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

12 この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

13 この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

14 この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

15 この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

16 この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

17 この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

18 この要綱は、平成２１年１２月２８日から施行する。

19 この要綱は、平成２３年５月１日から施行する。

20 この要綱は、平成２６年９月１日から施行する。

21 この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

22 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

23 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

24 この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

25 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表１

市長
副市長
教育長
水道事業管理者
政策調整部長
総務部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
市民･文化スポーツ部長
環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
建設部長
都市政策部長
教育部長
消防長
水道局長

別表２

政策調整部	政策調整課長　広聴広報課長　地域協働課長
総務部	総務部次長　総務課長　人事課長　男女共同参画センター所長　危機管理室次長
財務部	管財課長
商工観光部	産業雇用政策課長　商工業振興課長
農政部	農業企画課長　農業振興課長
市民･文化スポーツ部	生活課長
環境部	環境課長
健康福祉部	地域福祉課長　生活福祉課長　障がい福祉課長　長寿福祉課長　保健所健康推進課長 保健所放射線健康管理課長
こども未来部	こども政策課長　こども家庭課長　幼稚園･保育課長
建設部	路政課長
都市政策部	都市計画課長　住宅政策課長
教育委員会	教育総務課長　学校教育課長　教育研修課長　生涯学習課長
消防本部	消防総務課長
水道局	水道総務課長

日本国憲法(抄)

昭和２１年１１月３日公布 昭和２２年５月３日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第二章　戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章　国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔請願権〕
第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔奴隷的拘束及び苦役の禁止〕
第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕
第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕
第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕
第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕
第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕
第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕
第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕
第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕
第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕
第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
③ 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕
第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕
第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。
② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕
第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕
第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第十章　最高法規

〔基本的人権の由来特質〕
第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕
第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕
第九十九条　天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

男女共同参画社会基本法

平成１１年 ６ 月２３日号外法律第 ７８ 号
最終改正　平成１１年１２月２２日号外法律第１６０号

目次

前文
第一章　総則（第一条ー第十二条）
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条ー第二十条）
第三章　男女共同参画会議（第二十一条ー第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章　総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２ 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

２ 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３ 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４ 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
５ 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
２ 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３ 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
４ 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第３章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

２ 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２ 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

３ 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

４ 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２ 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則〔抄〕

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附　則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

（施行期日）
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 〔略〕
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）
第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
一～十 〔略〕
十一　男女共同参画審議会
十二～五十八 〔略〕

（別に定める経過措置）
第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(抄)

平成二十七年九月四日号外法律第六十四号
最終改正：令和元年六月五日号外法律第二十四号

第一章　総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

２ 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

３ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

資料編

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

２ 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 計画期間
二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
３ 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
４ 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
５ 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
６ 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
７ 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
８ 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
２ 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

２ 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

資料編

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

２ 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

２ この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

３ 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 計画期間
二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

２ 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２ 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

３ 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

４ 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

５ 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）

平成十三年四月十三日法律第三十一号
最終改正：令和元年六月二六日号外法律第四六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２ この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３ この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

２ 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３ 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４ 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２ 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３ 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

４ 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２ 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２ 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

２ 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者で	同上に規定する関係にある相手又は同条に規定
第十条一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則（略）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和六十年七月一日号外条約第七号

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負つていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかつた女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

（a）男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

（b）女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。

（c）女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

（d）女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
（e）個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
（f）女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
（g）女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

1　締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2　締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。
（a）両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
（b）家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。
（a）あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
（b）政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
（c）自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1　締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2　締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（a）農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

（b）同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

（c）すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

（d）奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

（e）継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

（f）女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

（g）スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

（h）家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一条

1　締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（a）すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

（b）同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利

（c）職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

（d）同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

（e）社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

（f）作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2　締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

（a）妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

（b）給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

（c）親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
（d）妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
（a）家族給付についての権利
（b）銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
（c）レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
（a）すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
（b）適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
（c）社会保障制度から直接に利益を享受する権利
（d）技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
（e）経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
（f）あらゆる地域活動に参加する権利
（g）農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
（h）適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
（a）婚姻をする同一の権利
（b）自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
（c）婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
（d）子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
（e）子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
（f）子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
（g）夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
（h）無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第五部

第十七条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たつては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、２から４までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
（a）当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
（b）その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

1 委員会は、手続規則を採択する。
2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。
（a）締約国の法令
（b）締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第二十六条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2 国際連合総会は、１の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、１の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において１の規定に拘束されない。
3 ２の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

（右条約の英文）〔省略〕

ＳＤＧｓ

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）とは、２００１年に策定されたミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）の後継として、２０１５年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」にて記載された２０３０年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。１７のゴール・１６９のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。ＳＤＧｓは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の詳細

目標５　ジェンダー平等

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

日本政府は、２０１６年５月に「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表し、この分野における国際協力を強化しています。同開発戦略は、①女性と女児の権利の尊重・脆弱な状況の改善、②女性の能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野としています。

５．１　あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。

５．２　人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。

５．３　未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。

５．４　公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。

５．５　政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

５．６　国際人口・開発会議（ＩＣＰＤ）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。

５．ａ　女性にないし、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。

５．ｂ　女性の能力強化促進のため、ＩＣＴをはじめとする実現技術の活用を強化する。

５．ｃ　ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

引用：外務省パンフレット「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）と日本の取組」

男女共同参画政策のあゆみ

年	国　　連	国	福　島　県	福　島　市
1975 (S50)	・国際婦人年世界会議(於メキシコシティ) ・「世界行動計画」、「メキシコ宣言」を採択 ・国連総会で1976年～85年を「国連婦人の十年」と決定	・婦人問題企画推進本部の設置(本部長内閣総理大臣)		
1976 (S51)		・民法の一部改正(婚氏続称制度の新設) ・一部の公務員等に対する育児休業法の施行		
1977 (S52)		・「国内行動計画」策定		
1978 (S53)			・青少年婦人課と改組 ・「婦人関係行政連絡会議」設置	
1979 (S54)	・「女子差別撤廃条約」採択	・「女子差別撤廃条約」への署名	・「婦人問題懇話会」設置 ・「婦人の意識調査」実施	
1980 (S55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(於コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・民法の一部改正 (配偶者相続分の引き上げ)		
1981 (S56)	・「女子差別撤廃条約」発効		・「福島県における婦人問題について」意見具申 ・「婦人問題協議会」設置	・福祉部児童家庭課に青少年婦人係設置
1983 (S58)			・「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 ・「婦人問題推進会議」設置	
1984 (S59)		・「国籍法」改正(父母両系主義)		
1985 (S60)	・「国連婦人の十年」世界会議(於ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択	・「男女雇用機会均等法」公布 ・「国民年金法」改正(婦人の年金権を保障) ・「女子差別撤廃条約」批准	・「福島県婦人計画実施細目」策定 ・福島県婦人団体連絡協議会結成(24団体加入)	
1986 (S61)		・教育課程審議会中間まとめ(高等学校家庭科男女必須) ・「男女雇用機会均等法」施行	・「婦人の意識調査」実施	
1987 (S62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ・高等学校家庭科平成6年度から男女必修決まる	・「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し	・青少年婦人係を教育委員会社会教育課に移管
1988 (S63)		・「労働基準法」改正	・「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂	
1989 (S64) (H1)				・「福島市婦人行政庁内連絡会」設置 ・「福島市婦人問題懇話会」設置
1990 (H2)	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択			・福島市女性の意識調査実施
1991 (H3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定) ・「育児休業法」公布	・青少年婦人課に婦人行政係設置 ・婦人問題企画推進会議と名称変更	・「ふくしま女性プラン」策定 ・婦人行政推進本部設置 ・婦人問題推進会議設置 ・ふくしま市女性団体連絡会結成(28団体)
1992 (H4)		・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣任命	・女性に関する意識調査実施	
1993 (H5)	・世界人権会議(於ウィーン) 女性に対する暴力撤廃宣言	・「パートタイム労働法」公布	・女性総合センター(仮称)整備検討 ・女性史の編纂着手 ・「ふくしま新世紀女性プラン」策定	・ふくしま市女性団体連絡協議会(連絡会を改称 31団体) ・教育委員会に女性青少年課設置 ・女性情報紙「しのぶぴあ」創刊

年	国　　連	国	福　島　県	福　島　市
1994 (H6)		・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置	・「ふくしま新世紀女性プラン」施行 ・青少年女性課女性政策室設置 ・女性問題企画推進会議と名称変更	・第二次女性に関する意識調査実施 ・第1回女性情報紙「しのぶぴあ」編集員公募、第2号以降発行 ・第1回女性学講座開催
1995 (H7)	・第4回世界女性会議(於北京)「北京宣言」「行動綱領」採択	・「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正(介護休業制度の法制化)	・女性総合センター(仮称)基本構想策定	・女性行政推進本部(名称変更) ・女性プラン推進会議(名称変更) ・第4回世界女性会議NGOフォーラムへの派遣補助 ・女性行動計画「ふくしま女性プラン」中間見直し
1996 (H8)		・「男女共同参画ビジョン」答申(男女共同参画審議会) ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・女性総合センター(仮称)基本計画策定	・女性行動計画「ふくしま女性プラン」改訂版策定
1997 (H9)		・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「労働省設置法」改正 ・「介護保険法」公布	・「福島県女性史」刊行	・男女共生セミナー(女性セミナーを改称)を開催
1998 (H10)		・「男女共同参画社会基本法案」を国会に提出	・女性総合センター(仮称)着工	
1999 (H11)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	・「男女共同参画に関する意識調査」実施	・「第三次福島市女性に関する意識調査」実施
2000 (H12)	・国連特別総会「女性2000年会議」(於ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為の規則等に関する法律」公布・施行		
2001 (H13)		・内閣府に「男女共同参画会議」・「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	・男女共生センター開館 ・県民生活課人権・男女共同参画グループの設置 ・「ふくしま男女共同参画プラン」策定	・「男女共同参画ふくしまプラン」策定(第1次計画)
2002 (H14)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行	・「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」公布・施行	・男女共同参画課を総務部に新設 ・福島市男女共同参画推進条例公布・施行
2003 (H15)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ・「少子化社会対策基本法」公布・施行		・福島市男女共同参画センター開設
2004 (H16)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	・「男女共同参画に関する意識調査」実施	・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2005 (H17)	・国連「北京+10」閣僚級会合(於ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次」閣議決定		
2006 (H18)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・ふくしま男女共同参画プラン改訂	・「男女共同参画ふくしまプラン」改訂(H18～22)

年	国　　連	国	福　島　県	福　島　市
2007 (H19)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008 (H20)		・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	・生活環境部人権男女共生課に改編	
2009 (H21)		・「育児・介護休業法」改正 ・男女共同参画社会に関する世論調査結果公表	・「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施	・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2010 (H22)	・国連「北京+15」記念会合(於ニューヨーク)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「ふくしま男女共同参画プラン」改定	
2011 (H23)	・UN Women正式発足			・「男女共同参画ふくしまプラン」策定(第2次計画　H23～H32(R2))
2012 (H24)	・第56回国際婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案」採択	・「男性にとっての男女共同参画に関する意識調査」実施 ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	・生活環境部青少年・男女共生課を設置	
2013 (H25)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	・「ふくしま男女共同参画プラン」改定	
2014 (H26)	・第58回国際婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案」採択			・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2015 (H27)	・第3回国連防災世界会議(於仙台市) 「仙台防災枠組」採択 ・国連「北京+20」記念会合(於ニューヨーク)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定	・生活環境部男女共生課に改編 ・「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施 ・「女性活躍応援ポータルサイト」開設	
2016 (H28)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 ・「ニッポン一億総活躍プラン」策定	・「ふくしま女性活躍応援会議」設立 ・「ふくしま女性活躍応援宣言」採択	・「男女共同参画ふくしまプラン」改訂(H28～H32(R2)) ・「女性の職業生活における活躍を進めるための推進計画」策定
2017 (H29)	・G7男女共同参画担当大臣会合(於イタリア)		・「ふくしま男女共同参画プラン」改定	・情報紙「しのぶぴあ」を「さんかくBook」に名称変更
2018 (H30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行		・イクボス宣言 ・おとう飯サポーター就任
2019 (R1)	・G20大阪首脳宣言	・「女性活躍推進法」改正		・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2020 (R2)	・国連「北京＋25」記念会合(於ニューヨーク)	・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定		

男女共同参画ふくしまプラン
福島市男女共同参画基本計画

令和3年3月発行

発　行　　福島市
編　集　　福島市総務部男女共同参画センター
〒960-8035　福島市本町2-6 ウィズ・もとまち

福島市
FUKUSHIMA CITY